

地域活性化ワークショップ 第7回

「公民連携事業 (PPP/PFI) の推進に向けた地域金融機関の取り組み」

導入報告資料

PPP/PFIの現状と新たな展開

2024年3月28日

日本銀行 金融機構局

金融高度化センター 企画役

北村 佳之



Bank of Japan



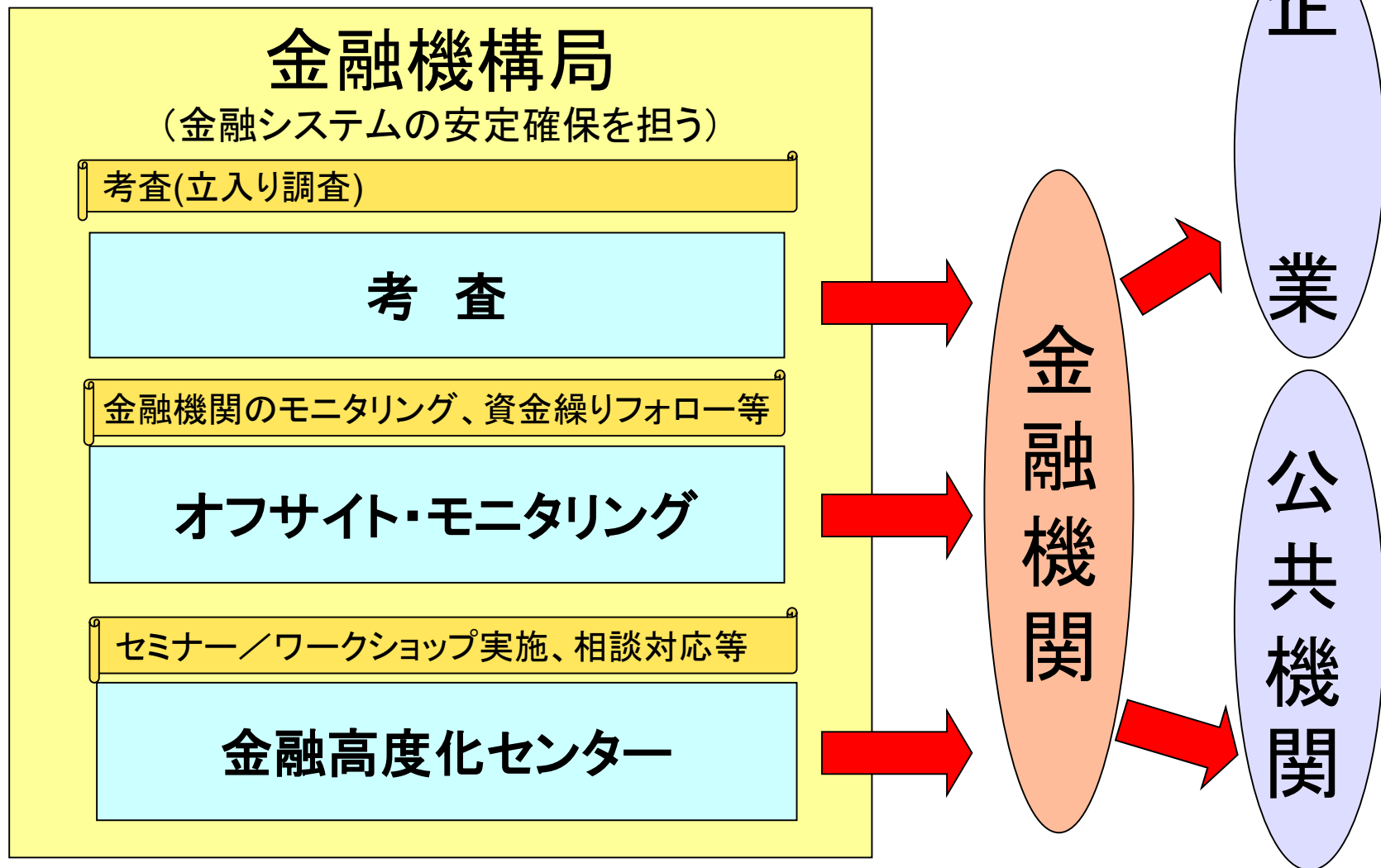


目次

- I. はじめに
- II. PPP/PFIに対する社会的ニーズ
- III. PFIの事業方式
- IV. PPP/PFIの推進に向けた国の取り組み
- V. PFI事業の論点
- VI. PPP/PFI事業における地域金融機関の役割

I. はじめに

日本銀行と金融機関との「3つのチャンネル」



金融高度化センターのPPP/PFIへの関わり

① 2014年12月

金融高度化セミナー「公民連携ファイナンスの展開－PFI・PPP等への取組み－」を開催

② 2015年3月～

「PFI・PPPに関する地域ワークショップ」を連続開催(21市にて開催)

③ 2015年12月～

国土交通省・内閣府「官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム」(全国9ブロック)に参加

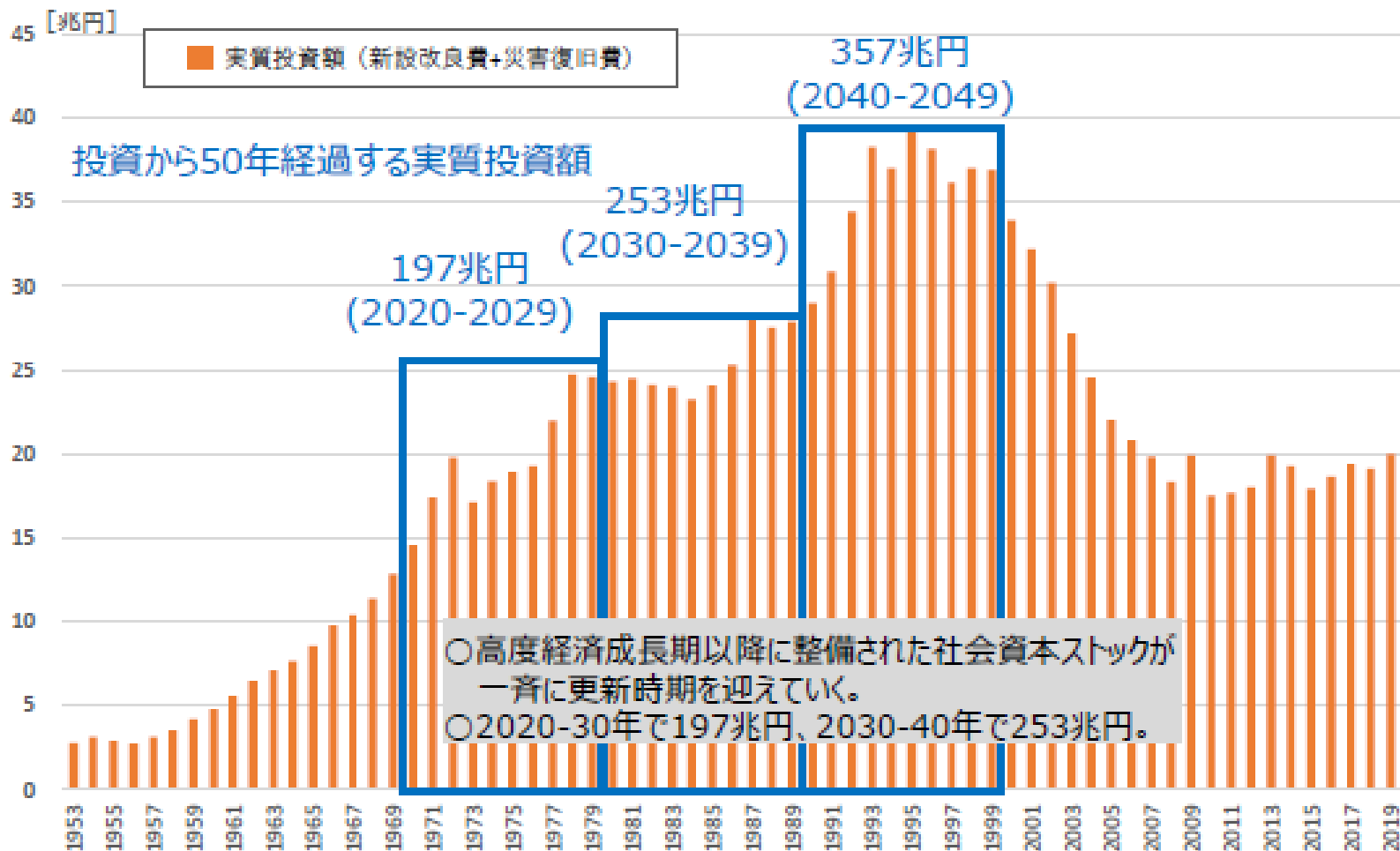
✓ 毎年開催される「PPP/PFI推進首長会議」にコメンテーターとして定例出席



Ⅱ. PPP/PFIに対する社会的ニーズ

1. 社会資本の維持・更新需要の増加
2. 地方公共団体における技術系職員の減少
3. 財政環境の変化
4. PPP/PFIに対する社会的ニーズ

1. 社会資本の維持・更新需要の増加

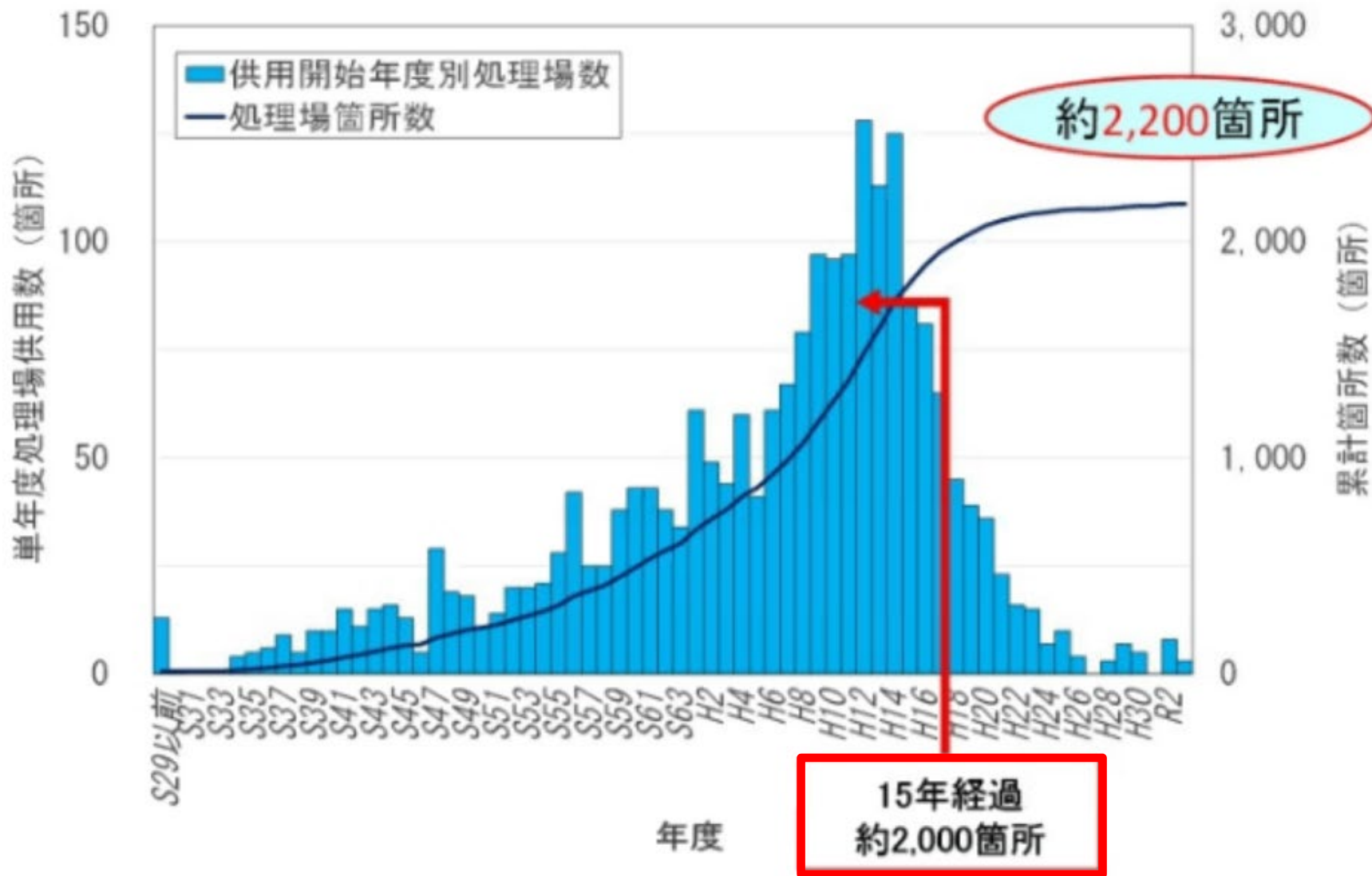


社会資本投資の推移

道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道、庁舎

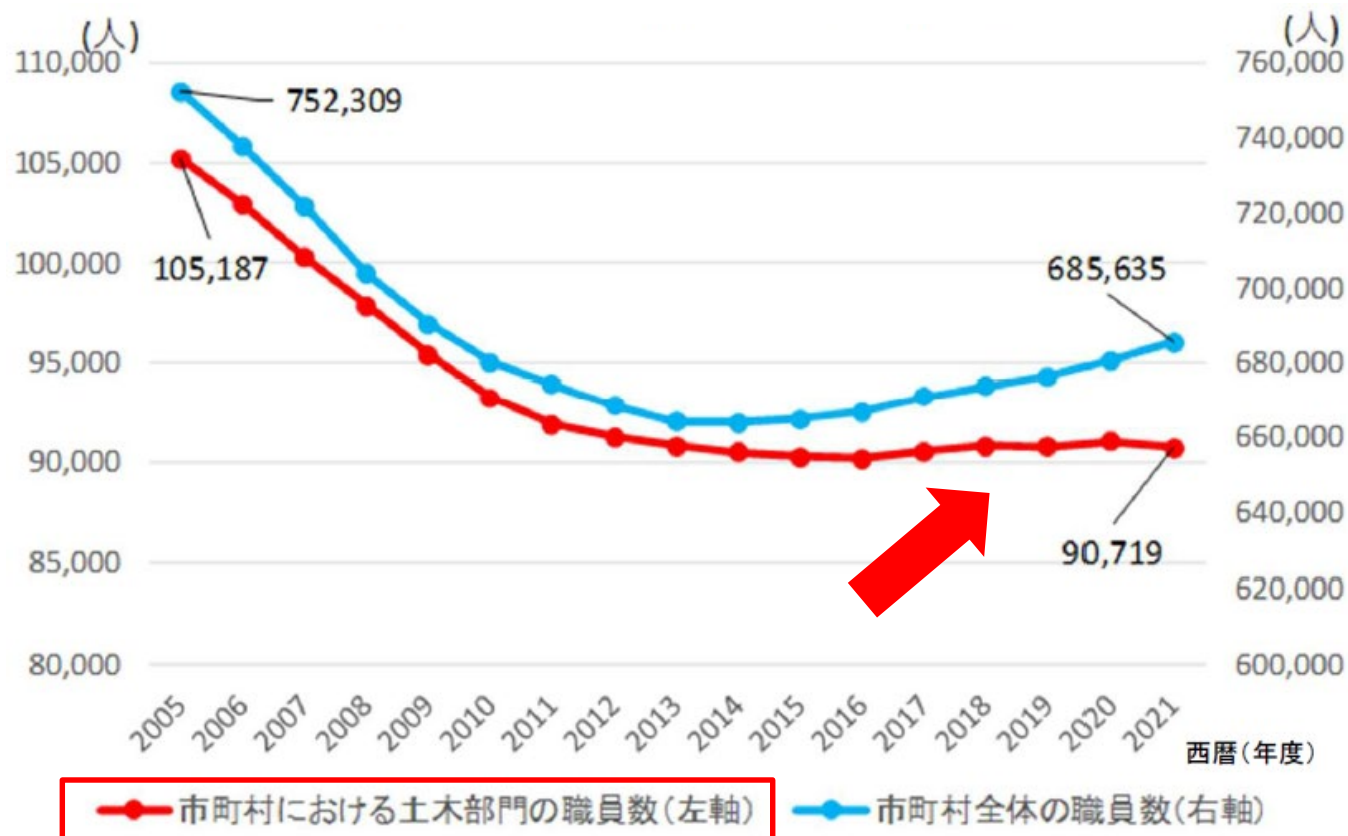
出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成

処理場(下水道)の年度別供用箇所数(21年末現在)



2. 地方公共団体における技術系職員の減少

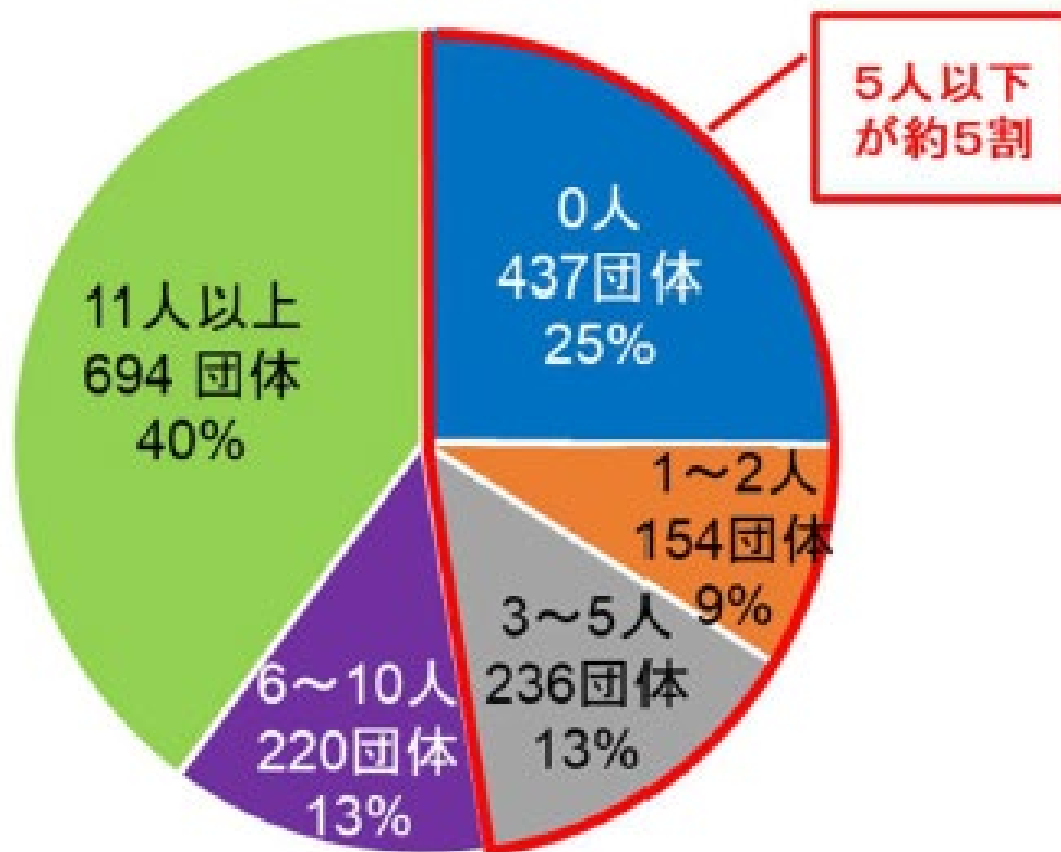
市町村における職員数の推移(市町村全体、土木部門)



※1: 地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。
※2: 技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

市町村における技術系職員数

※1、※2



※1: 地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。

※2: 技術系職員は土木技師、建築技師として定義。



3. 財政環境の変化

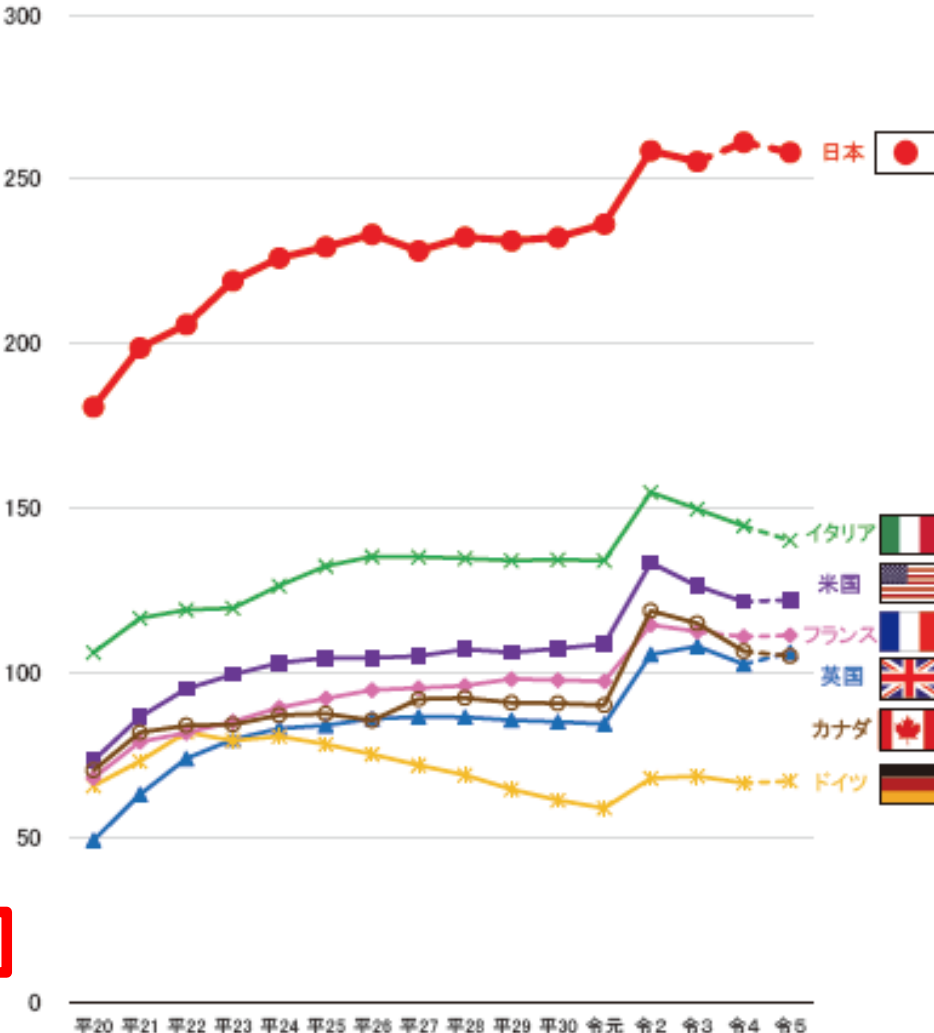
- 公的債務残高(中央政府+地方政府)の対GDP比は、主要先進国の中で最も高い状態にある。
- 地方交付税制度などの影響により、地方公共団体の債務水準は、国と比べれば、低位にとどまっているが、今後、少子化・高齢化を受けて、財政状況の厳しさが増すことが予想される。
- また、気候変動の影響等から、雨量が増加傾向にあるほか、国の想定によると、大規模地震災害の発生確率が高い地域(南海トラフなど)もみられており、今後、復旧・復興費の増加も懸念される。

債務残高の国際比較(対GDP比)

<全世界における順位(172カ国・地域中)>

1	マカオ	0.0%	(%)
2	香港	1.9%	300
⋮			
108	ドイツ	68.6%	250
⋮			
113	中国	71.8%	200
⋮			
154	英国	108.1%	150
⋮			
158	フランス	112.6%	100
159	カナダ	115.1%	50
⋮			
164	米国	126.4%	0
⋮			
169	イタリア	149.8%	
170	スーダン	187.9%	
171	ギリシャ	200.7%	
172	日本	255.4%	

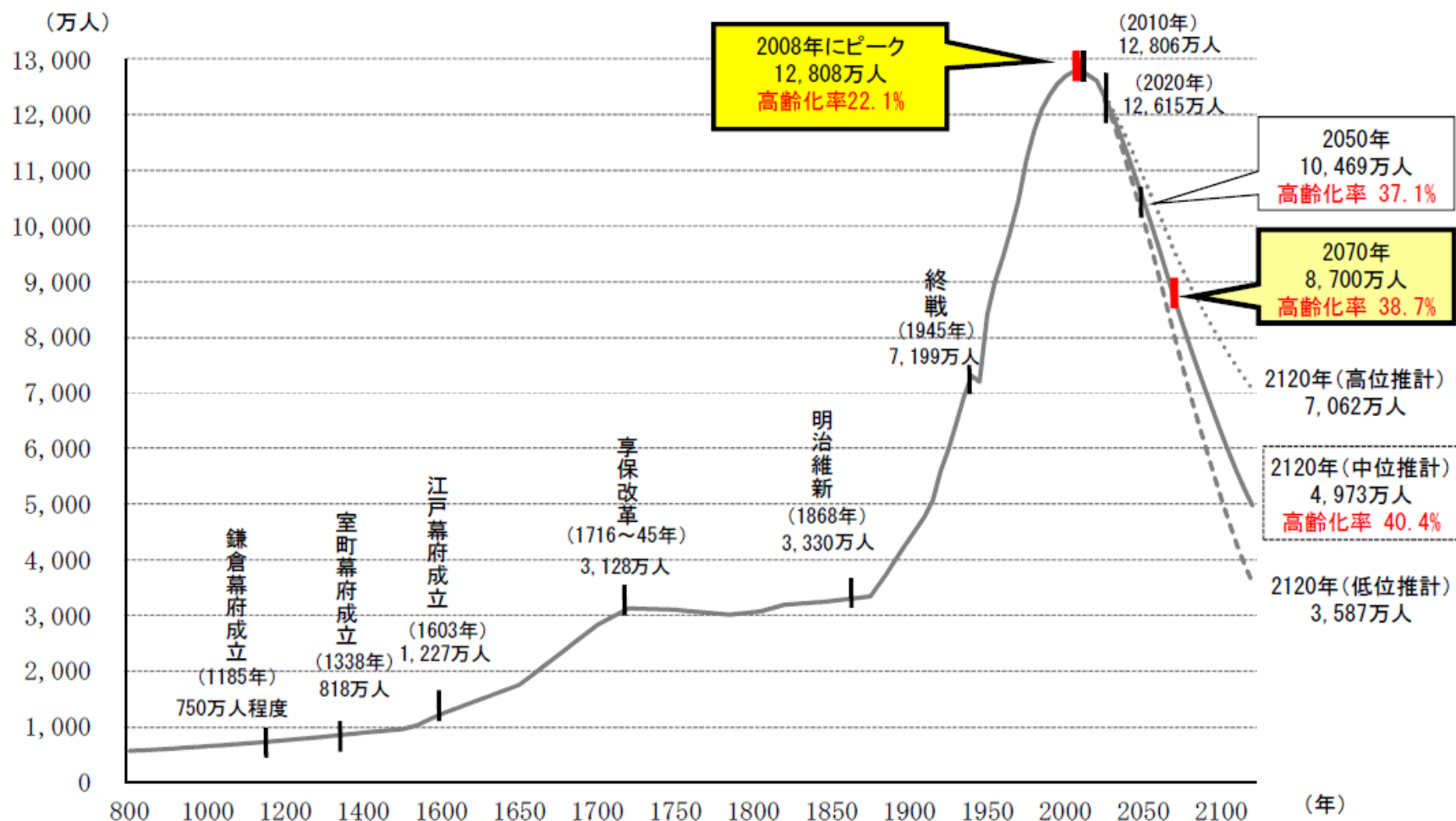
<主要先進国の推移>



※ 数値は令和3年(2021年)の値。

平20 (2020) 平21 (2021) 平22 (2022) 平23 (2023) 平24 (2024) 平25 (2025) 平26 (2026) 平27 (2027) 平28 (2028) 平29 (2029) 平30 (2030) 令元 (2020) 令2 (2021) 令3 (2022) 令4 (2023) 令5 (2024) (暦年)

わが国人口の長期的推移



(出典)国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)。

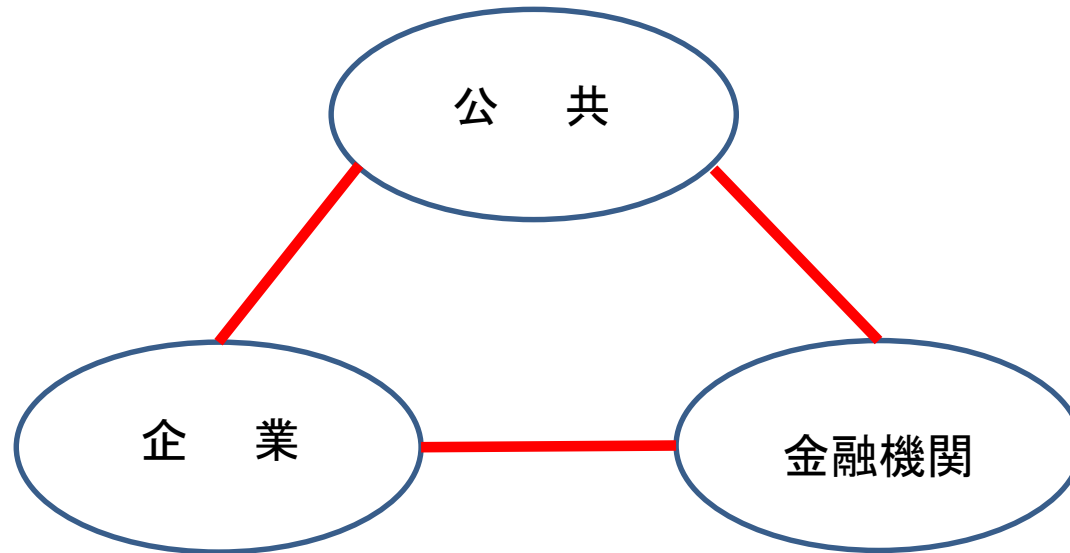
(注)ただし、1920年からは、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」により追加。値は日本の総人口(外国人含む)。

4. PPP/PFIに対する社会的ニーズ

インフラ維持管理・更新費用の圧縮

職員不足への対応(最新技術の導入を含む)

民間ノウハウを活用した地域課題の解決



事業機会の創出

長期事業による収益安定化

融資機会の増加

地域経済の活性化を通じた
営業基盤の維持・強化



4. PPP/PFIに対する社会的ニーズ

- **PFI** (Private Finance Initiative)
 - ✓ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)」に基づき、「特定事業の選定」を受けた事業を指す。
- **PPP** (Public Private Partnership)
 - ✓ PFI以外の公民連携事業を指し、多様な事業が含まれる。
- **DBO** (Design Build Operate)
 - ✓ 地方公共団体が建設請負契約と運営委託契約を同タイミングで事業者へ個別発注する方式であり(PPPに含まれる)、地方公共団体が起債や交付金などにより所要資金を調達する。

大

民間資金活用度

小



小 大
 民間事業者の経営関与度

※事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

(出所)内閣府 民間資金等活用事業推進室「PFI事業の概要」(2023年7月5日)



Ⅲ. PFIの事業方式

1. PFIの分野別実績
2. PFIの事業スキーム
3. VFMの考え方
4. PFIの発注方式
5. PFIの実施状況
6. PPPへの取り組み
7. PPP/PFI事業への新手法の導入

1. PFIの分野別実績

分野別実施方針公表件数

(令和5年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
文化社会教育(学校施設、文化・社会教育施設 等)	4	330(31)	50	384(31)
医療・福祉(病院・診療所、児童福祉施設 等)	0	45(1)	5	50(1)
環境衛生(斎場、廃棄物処理施設、浄化槽 等)	0	113(7)	0	113(7)
経済地域振興(MICE、観光・地域振興施設、住宅 等)	3	232(23)	1	236(23)
インフラ(上下水道、工業用水道、道路、港湾施設 等)	22(1)	74(2)	2	98(3)
行政(庁舎、宿舍 等)	64(2)	53(2)	3	117(4)
その他	2	4	0	6
合計	95(3)	851(66)	61	1004(69)

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 国・地方が共同で実施している事業が3件あり、「事業主体別」においてはそれぞれにカウントしているが、事業主体別でない「合計」においては1事業としてカウントしている。

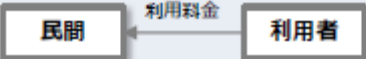

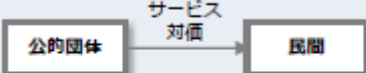
(注3) 分野については該当事業毎に主となる分野1分野のみを選定して分類している。

(注4) 括弧内は令和4年度の実施件数(内数)

4

2. PFIの事業スキーム

PFIの類型

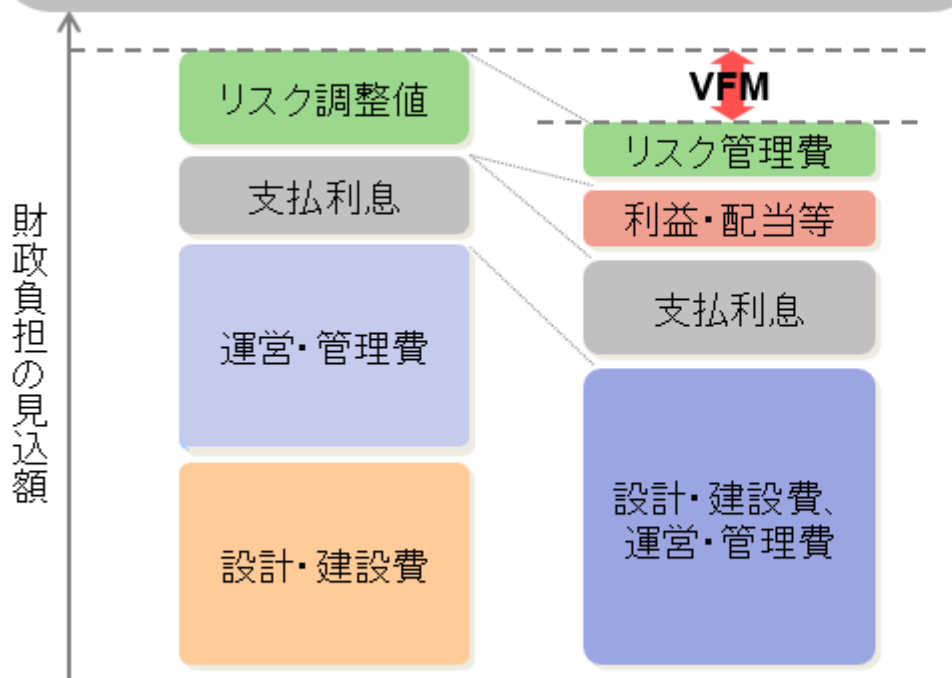
収益構造による分類	権利の様態による分類
<p>・独立採算型 公共からのサービス購入費などの支払いがなく、公共サービスの提供に対してその利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。</p> 	<p>BOT (Build-Operate-Transfer) 公共施設等の整備後、運営期間中、民間が施設を所有し続け、事業期間満了後、所有権を公共側に所有権を移転する事業。</p>
<p>・混合型 公共から支払われるサービス購入費と、公共サービスの提供に対し施設利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。</p> 	<p>BOO (Build-Own-Operate) 公共施設等の整備後、運営期間中、民間が施設を所有し続け、事業期間満了後も引き続き民間が施設を所有、または原状回復を行う事業。</p>
<p>・サービス購入型 公共が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入費を支払う類型。</p> 	<p>BTO (Build-Transfer-Operate) 公共施設等の整備後、施設の所有権を公共に引渡後、運営を行う事業。</p>
	<p>RO (Rehabilitate-Operate) 公共が所有する施設の改修等を実施し、改修等の後、運営を行う事業。</p>
	<p>O (Operate) 施設の運営のみを実施する事業。</p>



※公共施設等運営権（コンセッション）・・・施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理を行う権利を民間事業者に設定する方式。利用料金の収受を行う独立採算型または混合型のみ。

3. VFMの考え方

公共サービスの水準が同一の場合



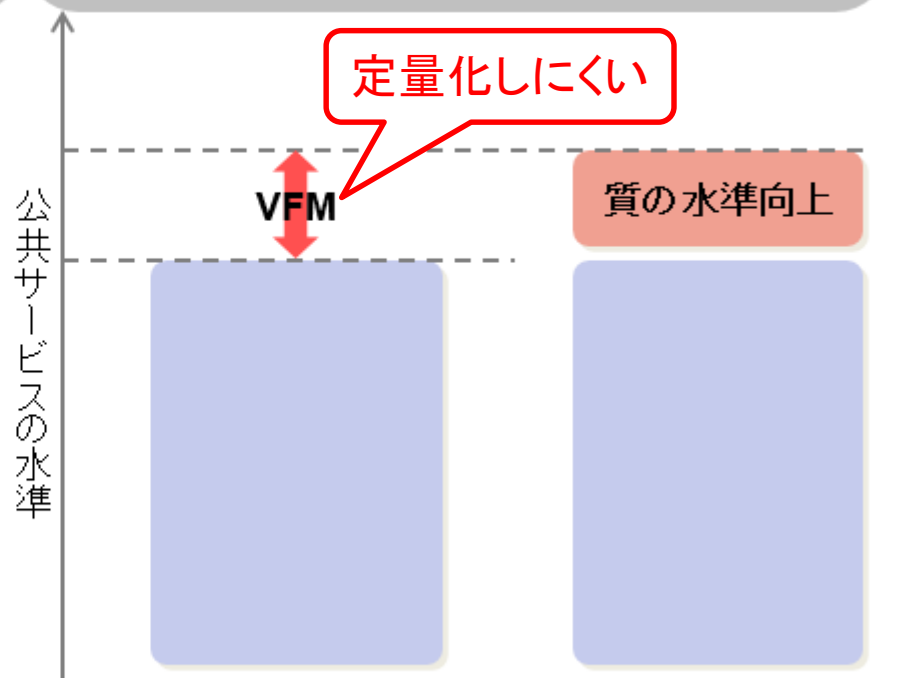
PSC

（公共が自ら実施）

PFI-LCC

（PFI事業として実施）

コストが等しい場合



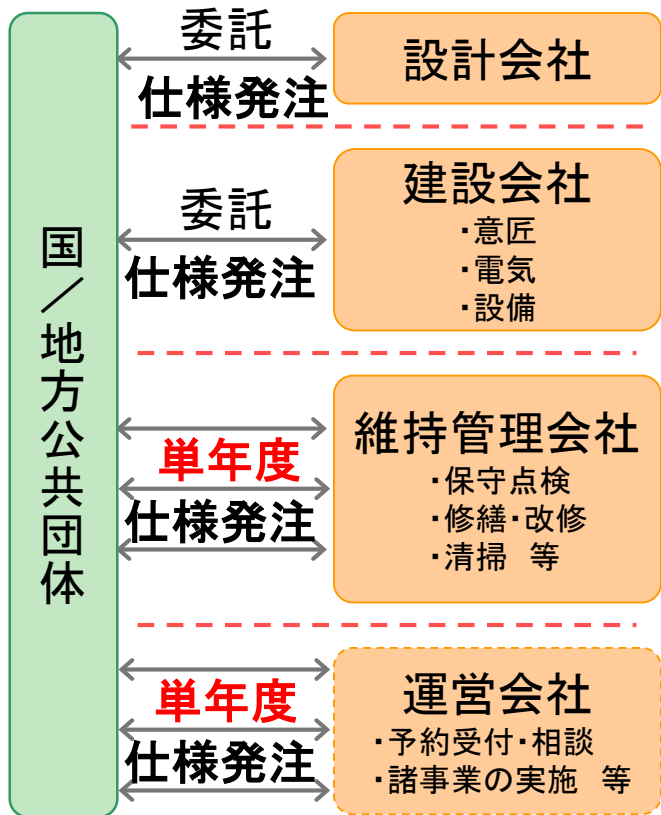
（公共が自ら実施）

（PFI事業として実施）

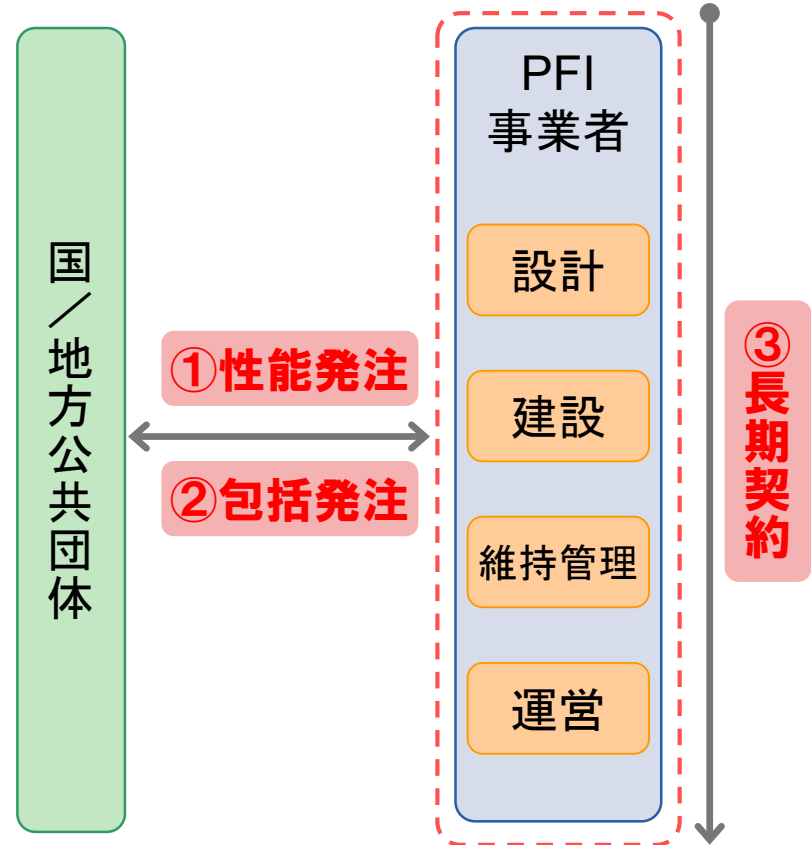
（出所）みずほ総合研究所株式会社「2014年6月2日 PFIの現状について」を加工

4. PFIの発注方式

従来方式



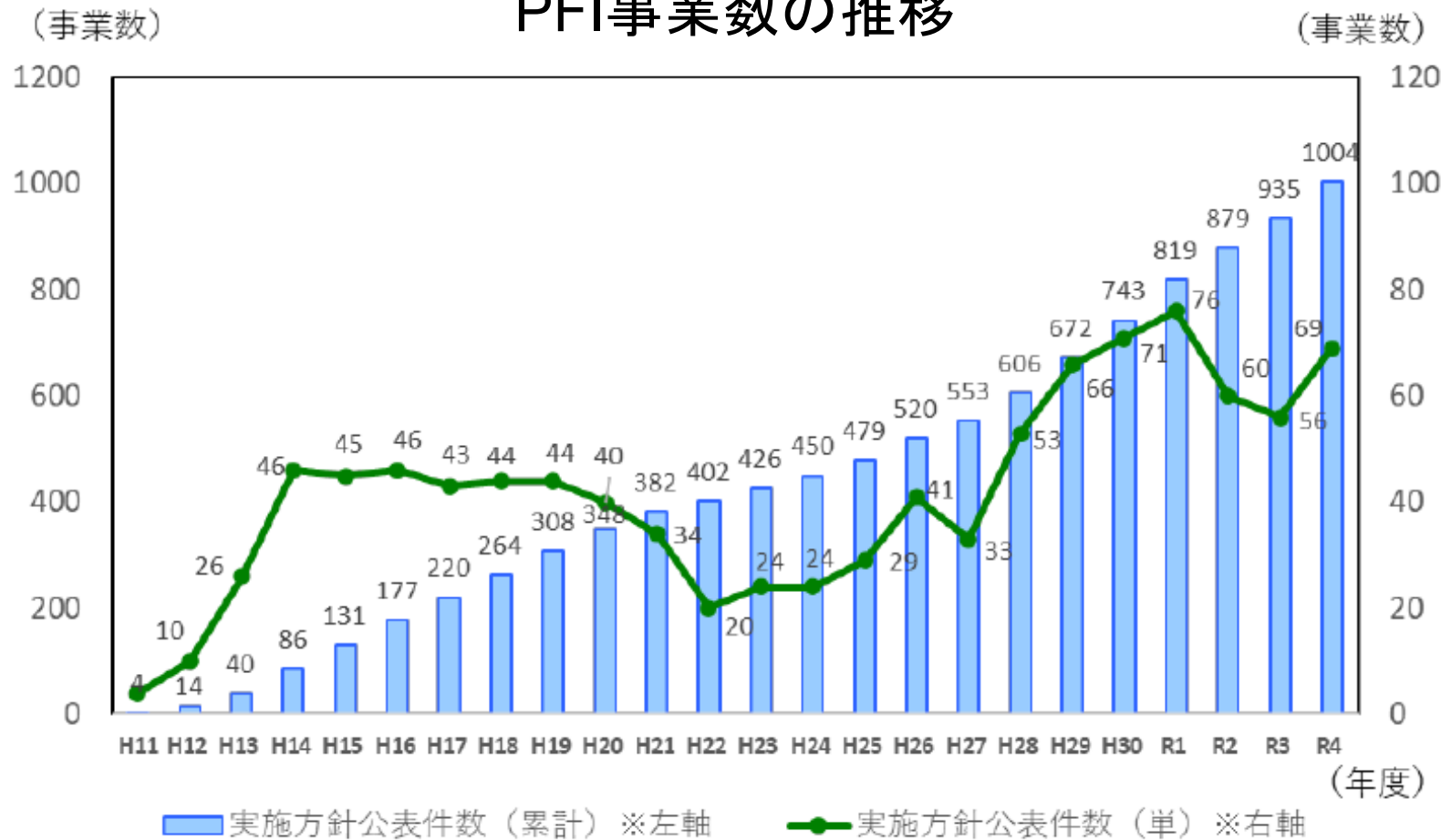
PFI



5. PFIの実施状況

(令和5年3月31日現在)

PFI事業数の推移



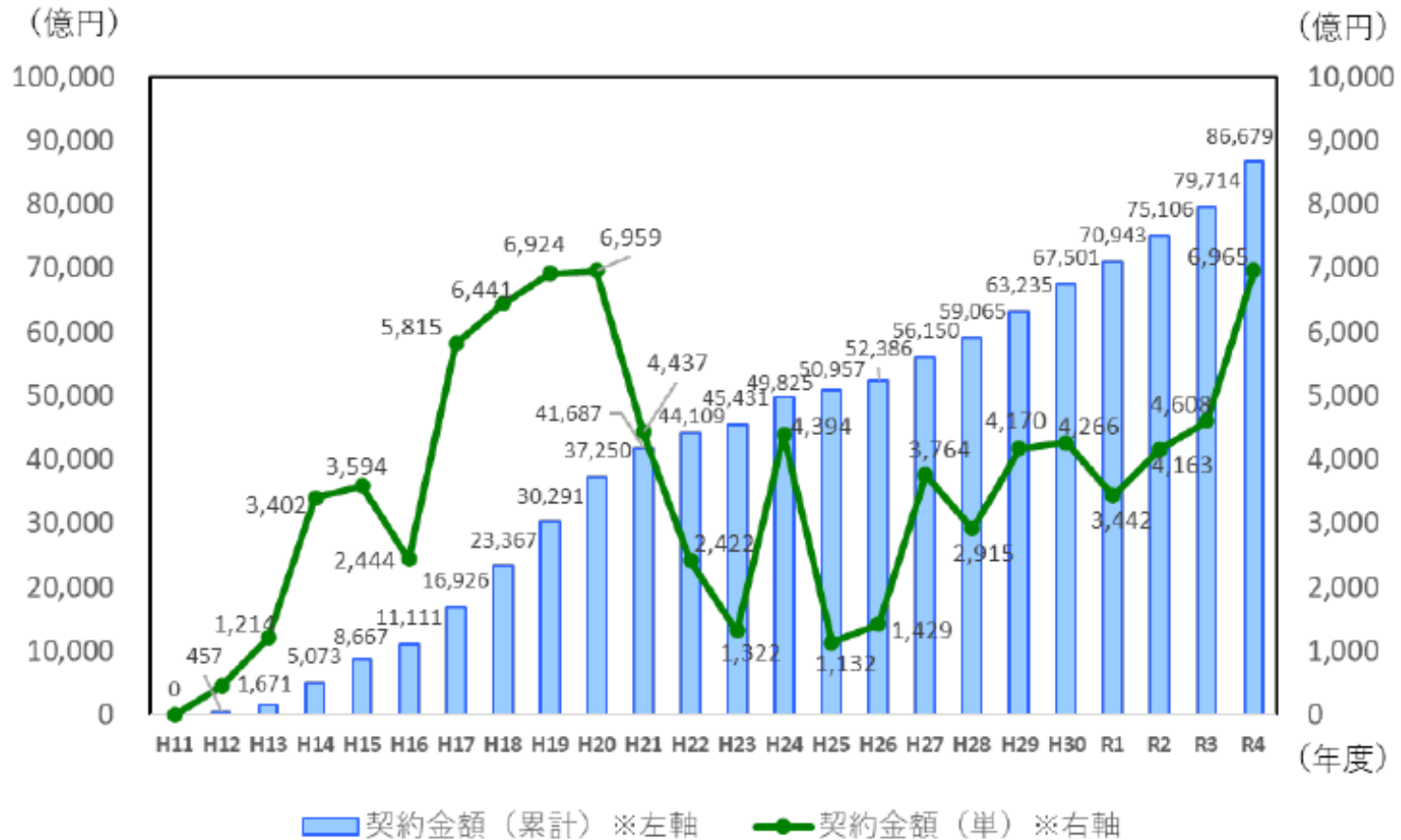
(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(出所)内閣府 民間資金等活用事業推進室プレスリリース「令和4年度のPFI 事業の実施状況を取りまとめました」(2024年1月12日)

5. PFIの実施状況

PFI事業の契約金額の推移

(令和5年3月31日現在)



(注1) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であって、公共施設等運営権方式における運営権対価は含んでいないなど、PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注2) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

(出所) 内閣府 民間資金等活用事業推進室プレスリリース「令和4年度のPFI 事業の実施状況を取りまとめました」(2024年1月12日)

5. PFIの実施状況

コンセッション方式の事業数の推移

(令和5年3月31日現在)



(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

2-3. 公共施設等運営事業数の推移(内訳)

年度 (実施方針)	事業名	
平成25年度	(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業	その他
平成26年度	但馬空港運営事業	空港
	仙台空港特定運営事業	空港
	関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等	空港
平成27年度	愛知県有料道路運営等事業	道路
	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業	下水道
平成28年度	みなとみらい21中央地区MICE施設運営事業	MICE
	高松空港特定運営事業等	空港
	神戸空港特定運営事業等	空港
	(仮称) 旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業	文化・社会教育施設
	福岡空港特定運営事業等	空港
平成29年度	愛知県国際展示場コンセッション	MICE
	富士山静岡空港特定運営事業等	空港
	田川市芸術起業支援施設運営事業	その他
	鳥取県鳥取空港特定運営事業等	空港
	有明アリーナ管理運営事業	スポーツ施設
	大津市ガス特定運営事業等	その他
	熊本空港特定運営事業等	空港
	(仮称) 須崎市公共下水道等運営事業	下水道
	北海道内国管理4空港特定運営事業等	空港
	女満別空港特定運営事業等	空港
	旭川空港運営事業等	空港
	帯広空港運営事業等	空港
	平成30年度	田川伊田駅舎施設運営事業
南紀白浜空港特定運営事業等		空港
沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舍整備運営事業		大学施設等
大阪中之島美術館運営事業		文化・社会教育施設
旧苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業		その他
鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業		公営水力発電
広島空港特定運営事業等		空港
令和元年度		みなとみらい公共駐車場運営事業
宮崎白浜オートキャンプ場施設運営事業	その他	
但馬空港運営事業	空港	
熊本県有明・八代工業用水道運営事業	工業用水	
宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)	水道、下水道、工業用水	

年度 (実施方針)	事業名	
令和2年度	大阪市工業用水道特定運営事業等	工業用水
	愛知県新体育館整備・運営等事業	スポーツ施設
	愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業	その他
	三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業	下水道
	吉川小学校跡地の公共施設等運営事業	その他
	米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業	その他
令和3年度	グラスハウス利活用事業	スポーツ施設
	新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業	スポーツ施設
	吉川小学校跡地の公共施設等運営事業	その他
	石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業	その他
	五個荘近江商人屋敷外村宇兵衛邸管理運営事業	文化・社会教育施設
令和4年度	等々力緑地再編整備・運営等事業	スポーツ施設
	浜崎伝建地区町家モデル施設の運営事業	文化・社会教育施設

分野別集計	件数
空港	16
水道、下水道、工業用水	1
下水道	3
道路	1
スポーツ施設	5
文化・社会教育施設	4
大学施設等	1
MICE	2
公営水力発電	1
工業用水	2
その他	12
合計	48

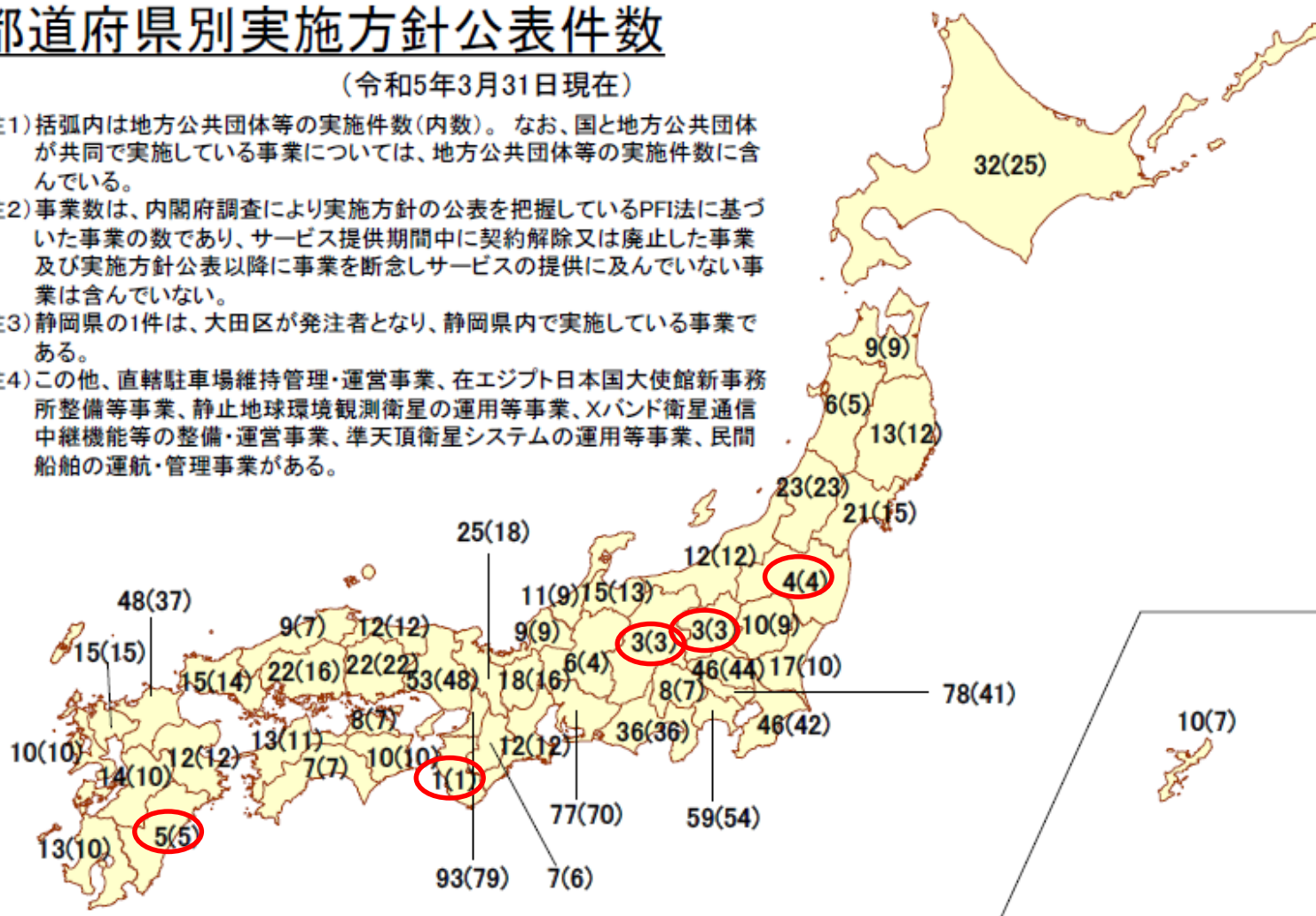
※ ハイライト部分はPPP/PFI推進アクションプランの重点分野

5. PFIの実施状況

都道府県別実施方針公表件数

(令和5年3月31日現在)

- (注1)括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)。なお、国と地方公共団体が共同で実施している事業については、地方公共団体等の実施件数に含んでいる。
- (注2)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注3)静岡県の1件は、大田区が発注者となり、静岡県内で実施している事業である。
- (注4)この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業がある。





6. PPPへの取り組み

- 公園や河川敷については、民間事業者収益施設の設置を認めて使用料を徴収し、維持管理費用に充当する動きが広がっており、事業者の採算性向上に配慮して、施設設置期間の長期化が図られている。
 - ✓ 17/5月に都市公園法が改正され、「**公募設置管理制度**」(**Park-PFI**)に基づく事業者の占用許可期間を延長(10年以内→20年以内<PFI事業化すれば、30年以内>)。
 - ✓ 11/3月に河川敷地占用許可準則が改正され、事業者による収益施設の設置を目的とする河川敷の占有が可能となった(占用期間:10年以内)。
 - 現在、占用期間を20年に延長する取り組みなどが進められている。

公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況

● Park-PFIは131箇所では活用されており、そのほか132箇所において活用を検討中（令和4年度末時点）

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
平成29年度（4箇所）			令和元年度（22箇所）【赤字】			令和3年度（33箇所）			令和4年度（29箇所）		
福岡県	北九州市	勝山公園	岐阜県	各務原市	学びの森	広島県	広島市	中央公園	石川県	加賀市	(仮称) 萬松園公園
東京都	豊島区	としまどりの防災公園 (愛称:イケ・サンパーク)	群馬県	群馬県	観音山ファミリーパーク	奈良県	国土交通省	国営飛鳥歴史公園 (祝戸地区)	宮崎県	延岡市	城山公園
愛知県	名古屋市長	久屋大通公園	山梨県	富士川町	大法師公園	愛知県	名古屋市	鶴舞公園	福島県	郡山市	開成山公園等
岐阜県	岐阜市長	ぎふ清流里山公園	大阪府	東大阪市	花園中央公園	長野県	塩尻市	小坂田公園	茨城県	水戸市	千波公園
平成30年度（19箇所）			広島県	福山市	中央公園	茨城県	常総地方 広城市町村園 事務組合	常総運動公園	千葉県	千葉県	柏の葉公園
福岡県	福岡市長	天神中央公園	神奈川県	神奈川県	観音崎公園	神奈川県	藤沢市	鶴沼海浜公園	岡山県	岡山市	北長瀬未来ふれあい 総合公園
岩手県	盛岡市長	木伏緑地	三重県	四日市市長	中央緑地	福岡県	新宮町	新宮ふれあいの丘公園	静岡県	伊豆の国市	狩野川神島公園
北海道	恵庭市長	漁川河川緑地	愛知県	豊田市長	緑ヶ池公園	三重県	山形県	ダイセーフォレストパーク (鈴鹿青少年の森)	広島県	広島市長	中央公園
東京都	新宿区	新宿中央公園	大阪府	堺市長	大仙公園	長野県	三重県	飯綱山公園	大阪府	枚方市長	王仁公園
大分県	別府市長	別府公園	大阪府	堺市長	大仙公園	和歌山県	和歌山市長	四季の郷公園	埼玉県	さいたま市長	与野公園
鹿児島県	鹿児島市長	加治屋まちの社公園	青森県	むつ市長	代官山公園	滋賀県	滋賀市長	びわこ地球市民の森	岐阜県	各務原市長	木曾川河川敷公園
兵庫県	国土交通省	国営明石海峡公園 (淡路地区)	山形県	山形市長	ひばり公園	滋賀県	滋賀市長	びわこ文化公園	京都府	京田辺市長	田辺公園
群馬県	群馬市長	敷島公園	令和2年度（24箇所）			群馬県	前橋市長	コロンシティ公園	愛知県	刈谷市長	猿渡公園
神奈川県	横浜市	横浜動物の森公園	福井県	越前市長	武生中央公園	大阪府	吹田市長	桃山公園	神奈川県	川崎市長	橘公園
和歌山県	和歌山市	本町公園	青森県	青森市長	青い森セントラルパーク	福岡県	久留米市長	中央公園	新潟県	三条市・燕市	須崎郷第1号公園
岩手県	盛岡市長	盛岡城跡公園	茨城県	茨城市長	偲楽園	愛知県	名古屋市長	徳川	栃木県	足利市長	本町緑地
大阪府	堺市長	大濠公園	大阪府	堺市長	原池公園	福岡県	北九州市	到津の森公園	香川県	高松市長	中央公園
京都府	京都市	大宮交通公園	福井県	須賀川市長	翠ヶ丘公園	神奈川県	川崎市	池上新町南緑道	群馬県	館林市長	(仮称) 南側公園用地
青森県	むつ市長	おおみなど臨海公園	茨城県	茨城市長	洞峰公園	大分県	別府市長	上人ヶ浜公園	群馬県	前橋市長	荻窪公園
大分県	別府市長	鉄輪地獄地帯公園	神奈川県	横須賀市長	長井海の手公園 (ソレイユの丘)	沖縄県	浦添市長	経塚公園	山形県	山形市長	駅前公園
岩手県	盛岡市長	中央公園	東京都	北区	飛鳥山公園	千葉県	我孫子市長	手賀沼公園	愛知県	愛知市長	大高緑地
岩手県	二戸市長	金田一近隣公園	福岡県	久留米市長	中央公園	北海道	恵庭市長	恵庭ふるさと公園	沖縄県	糸満市長	南浜公園
神奈川県	横浜市長	万葉公園	愛知県	名古屋市長	徳川	東京都	江戸川区	総合レクリエーション公園 新左近川親水公園	福岡県	福岡市長	東平尾公園 (大谷広場)
兵庫県	神戸市長	海の中道海浜公園	沖縄県	浦添市長	経塚公園	埼玉県	さいたま市長	(仮称) 埼玉県立総合 教育センター跡地公園	福岡県	福岡市長	清流公園
令和元年度（22箇所）			千葉県	我孫子市長	手賀沼公園	大阪府	吹田市長	江坂公園	福岡県	福岡市長	明治公園
長崎県	平戸市長	中瀬草原	北海道	恵庭市長	漁川河川緑地	北海道	恵庭市長	恵庭ふるさと公園	栃木県	宇都宮市長	東部総合公園
福岡県	福岡市長	大濠公園	静岡県	浜松市長	萬斛庄公園	東京都	江戸川区	総合レクリエーション公園 新左近川親水公園			
東京都	渋谷区	北谷公園	静岡県	浜松市長	万斛庄公園	埼玉県	さいたま市長	(仮称) 埼玉県立総合 教育センター跡地公園			
長崎県	佐世保市長	中央公園	石川県	加賀市長	山代スマートパーク	大阪府	吹田市長	江坂公園			
千葉県	木更津市長	鳥居崎海浜公園	東京都	渋谷区	赤比寿南一公園	北海道	恵庭市長	恵庭ふるさと公園			
福岡県	国土交通省	海の中道海浜公園	愛知県	豊川市長	赤塚山公園	東京都	江戸川区	総合レクリエーション公園 新左近川親水公園			
神奈川県	平塚市長	湘南海岸公園	三重県	津市長	中勢グリーンパーク	東京都	江戸川区	総合レクリエーション公園 新左近川親水公園			
兵庫県	神戸市長	東遊園地	東京都	多摩市長	多摩中央公園	埼玉県	さいたま市長	(仮称) 埼玉県立総合 教育センター跡地公園			
愛知県	愛知市長	小幡緑地	埼玉県	志木市長	いろは親水公園	大阪府	吹田市長	江坂公園			
埼玉県	所沢市長	東所沢公園	広島県	広島市長	中央公園	神奈川県	川崎市長	高土見公園			
			東京都	東京都	明治公園	滋賀県	大津市長	大津湖岸なぎさ公園			
			東京都	東京都	代々木公園						

※ 公募設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類
 ※ 赤字は公募対象施設が供用している公園（一部供用も含む）【63公園】

(令和5年3月31日時点・国土交通省調べ)



6. PPPへの取り組み

- インフラの維持管理については、**性能発注**を前提とする**包括的民間委託**の動きが広がっている。
 - ✓ 上下水道については、浄水場や下水処理場について、**複数年契約**による包括的民間委託が進んでいるが、最近では、**管路**を対象に含める事例も増えている。
 - ✓ 道路、河川などについては、複数の維持管理作業をまとめることによって**事業規模の拡大**を図り、事業者**に複数年契約**で一括委託するケースが増えてきている。



7. PPP/PFI事業への新手法の導入

- 近年では、PPP/PFI事業について、新たな手法の導入もみられるようになった。
 - ① PPPエージェント方式
 - ✓ 盛岡バスセンター整備事業
 - ✓ 盛岡市動物公園再生事業
 - ✓ 大東市北条まちづくりプロジェクト(morinekiプロジェクト)
 - ② 成果連動方式の導入
 - ✓ 島田市金谷地区生活交流拠点整備運営事業(PFI事業)
 - ✓ 府中市道路等包括管理事業(PPP事業)

IV. PPP/PFIの推進に向けた国の取り組み

時 期	施 策
1999年 7月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)制定
2001年12月	PFI法第一次改正(行政財産貸付制度の導入)
2005年 8月	PFI法第二次改正(改修事業を適用対象に追加)
2011年 5月	「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(関空・伊丹統合法)制定
2011年 6月	PFI法第三次改正(公共施設等運営権方式<コンセッション方式>導入、民間資金等活用事業推進会議の設置など)
2013年 6月	PFI法第四次改正(民間資金等活用事業推進機構の設立など)
	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」を策定
	「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」(民活空港運営法)制定
2014年 6月	アクションプランに係る「集中強化期間の取組方針について」を策定

時 期	施 策
2014年 6月	道路法改正(立体道路制度の適用対象に高速道路を追加)
2014年12月	まち・ひと・しごと創生総合戦略 を策定(以後、毎年度、改訂版を作成)
2015年 9月	PFI法第五次改正(コンセッション事業への公務員退職派遣制度の創設など)
2016年 5月	「 PPP/PFI推進アクションプラン 」を策定(以後、毎年度、改訂版を作成)
2017年 5月	都市公園法改正(Park-PFI制度の導入など)
2018年 6月	PFI法第六次改正(水道事業に係る財政融資資金の繰上償還に係る補償金の免除措置など)
2018年12月	水道法改正(水道施設に関する公共施設等運営権の設定方法見直し<地方公共団体における水道事業認可の返上を不要化>など)
2019年12月	第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 を策定
2020年 5月	道路法改正(コンセッション事業の対象にバスターミナル等を追加)。
2022年12月	PFI法第七次改正(PFI対象施設の追加<スポーツ施設、集会施設>、コンセッション方式に係る事業期間中の実施方針の変更手続の創設<施設の規模や配置の変更が可能となる>、など)
2023年 5月	「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立(2024年4月に水道行政を厚生労働省から国土交通省に移管)

岸田首相ご発言 (令和4年4月27日 第5回経済財政諮問会議)

本日は、グローバル経済の活力の取り込みと、人への投資、官民連携による資産価値の向上について議論いたしました。

旺盛な海外需要の取り込みは、我が国経済の活力を高め、長期的な成長力を高めるものです。

対日直接投資はコロナ禍であっても着実に伸びています。10年間で倍増、2030年に80兆円という政府目標の実現に向けて、特に我が国のイノベーションやサプライチェーンの強靱化（きょうじんか）につながるような戦略的な投資促進策について、山際大臣を中心に具体策の検討を進めてください。

また、我が国が有する人的資本、研究開発、さらに文化芸術を含めた無形資産は、成長の源泉であり、これらに大胆に投資することで成長と分配の好循環を実現していくことが重要です。

末松大臣には、デジタル技術を活用した教育機会の均等や若手研究者の支援など、人への投資を推進するとともに、文化芸術の成長産業化にも取り組んでください。

社会資本整備についても、デジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえた質の向上を目指します。斉藤大臣には、インフラの老朽化対策や、国際競争力を左右する24時間港湾や主要港のハブ化など、社会資本の整備に当たって、デジタル技術を活用した運用改善、民間資金の積極的な活用といった、これまでのやり方や仕組みにとらわれないやり方で、社会資本の価値向上に取り組んでください。

中でも、民間の創意工夫を活用するPPP/PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、新しい資本主義における新たな官民連携の取組の柱となるものです。スタジアム・アリーナや文化芸術施設など、新たな分野へのPFIの対象拡大を図るとともに、できるだけ多くの自治体に取組を促すよう、牧島大臣を中心に、PFIを推進するための新しいアクションプランを策定してください。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)(令和5年6月2日PFI推進会議決定)

◆PPP/PFIは、**公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用**する手法。

・PPP…Public Private Partnership

・PFI…Private Finance Initiative

◆社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、

成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するものであり、**新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱。**

<PPP/PFIの効果>

公共のメリット………財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立

民間事業者のメリット…新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大

住民のメリット………地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

関空・伊丹空港コンセッション



国土交通省資料より引用

良質な公共サービスの提供と
民間のビジネス機会の創出

ののいち
石川県野々市市 図書館等複合施設



野々市市資料より引用

にぎわいの創出など、活力ある
地域経済社会の実現

宮城県 上・工・下水道一体コンセッション



宮城県HPより引用

事業費削減による財政健全化と
水道サービスの維持向上

◆令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、

PFIの質と量の両面からの充実を図るため、以下の柱で、アクションプランを改定。

1. 事業件数10年ターゲットの設定

2. 新分野の開拓

3. PPP/PFI手法の進化・多様化

(出所) 令和5年度北陸・中部・近畿ブロックPPP/PFI推進首長会議 内閣府資料「PPP/PFI推進に係る最近の国の動向と内閣府の支援制度」
(2023年10月23日)

PPP/PFI推進アクションプラン(1. 事業件数10年ターゲットの設定)

案件上積みを見視野に、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

- ◆新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲット**を設定。
- ◆**ウォーターPPP**等、多様な官民連携方式の導入等により**案件形成の裾野拡大と加速化**を強力に推進する。

*重点分野: 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間(令和4年度～令和8年度)

昨年
設定

5年件数目標
重点分野合計 **70件**
(コンセッション中心)

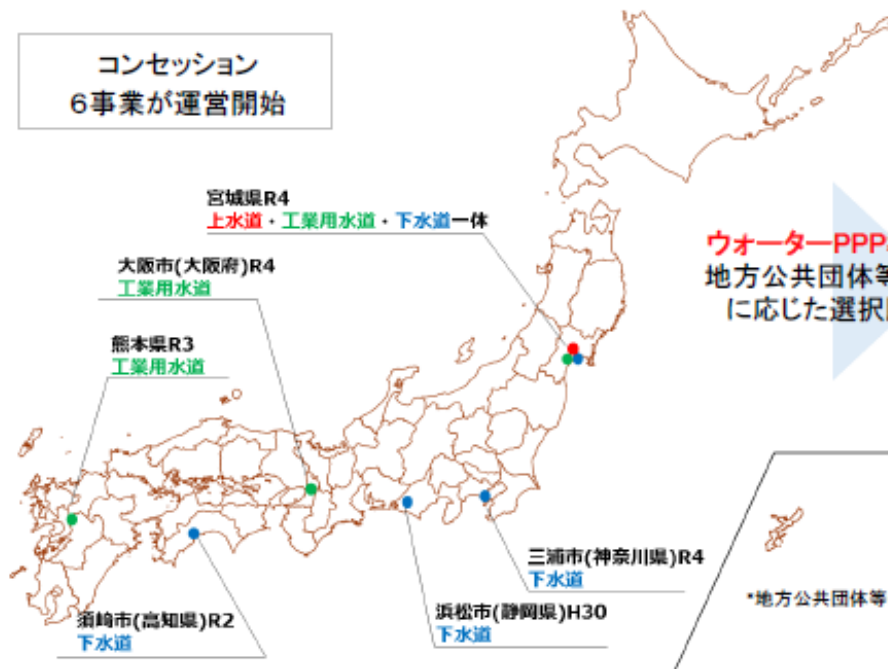
アクションプラン期間 10年(令和4年度～令和13年度)

新たに
設定

事業件数10年ターゲット
重点分野合計 **575件**
(コンセッションを含む多様な官民連携)

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6事業が運営開始



ウォーターPPP導入による
地方公共団体等のニーズ*
に応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

〈ウォーターPPP〉
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までが必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

新たな官民連携方式「ウォーターPPP」

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

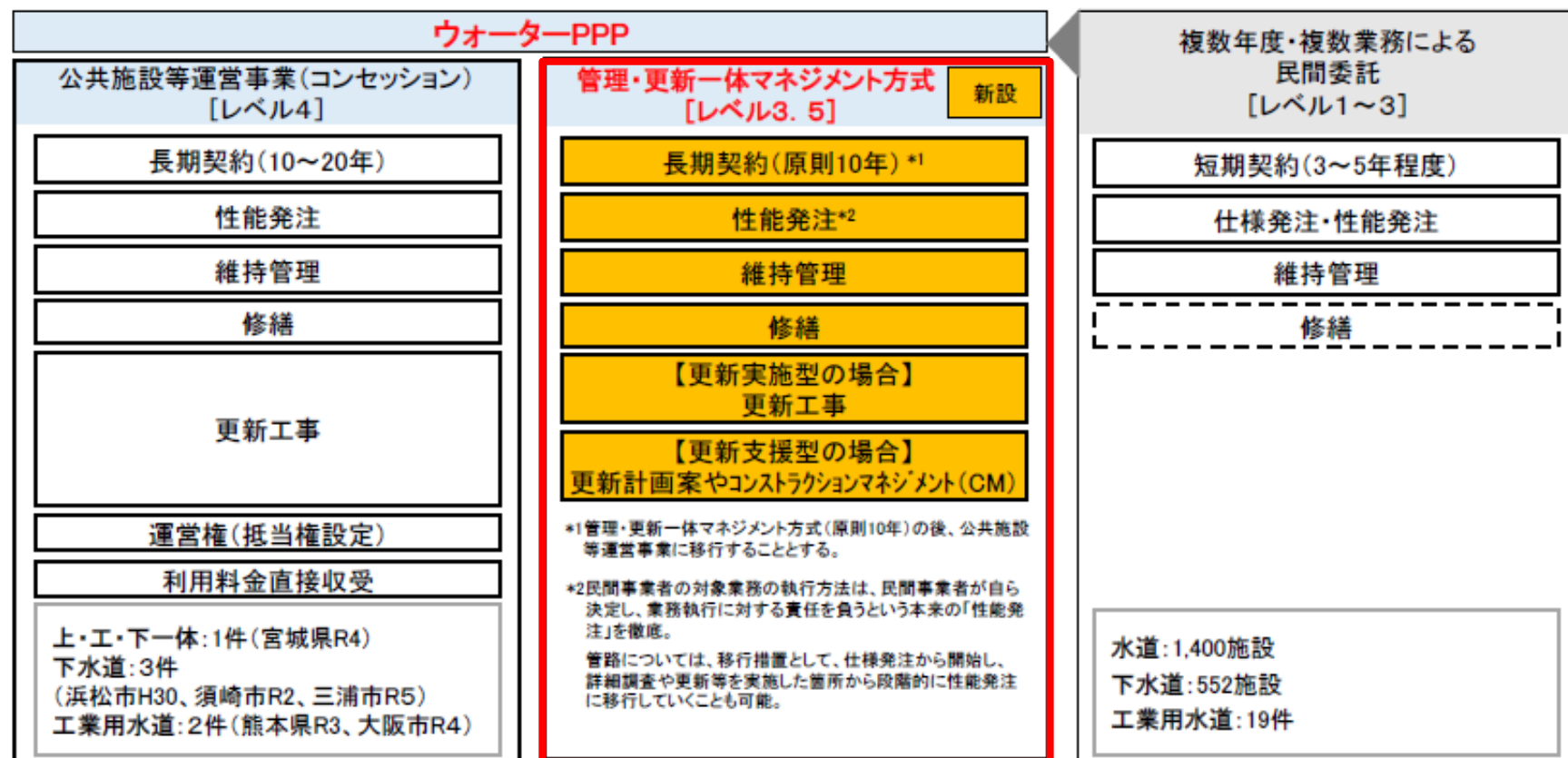
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



PPP/PFI推進アクションプラン(2. 新分野の開拓)

社会情勢やニーズの変化により、官民連携により更なるビジネス機会の拡大や活力ある地域づくり等が期待できる、ポテンシャルのある分野が顕在化。

◆PFIの活用領域の拡大に向け、**新分野の開拓**、案件形成を図る。

①水力発電(ハイブリッドダム)

治水・利水ダムの水力発電設備の新設・増強を官民連携で実施



【発電設備の新設・増強】

電力活用
イメージ



【データセンター等を誘致し地域振興】

②スモールコンセプション

自治体が取得・所有する空き家等の既存ストックを活用した小規模なコンセプション事業等



津山市公衆資料より引用

【町家群を宿泊施設として活用するコンセプション事業(岡山県津山市)】

③自衛隊施設

各駐屯地・基地等の集約化・再配置等でPPP/PFI活用推進



【現状施設の例(庁舎)】



【建替後のイメージ(庁舎)】

④道路

バスタやSA/PAに加え、下関北九州道路についてエリア単位でPFI活用可能性検討

⑤みなと緑地PPP

港湾緑地等で、民間施設の収益を緑地のリニューアル等に還元

⑥河川敷地PPP

河川敷地で民間投資を創出し、地域の活性化と河川管理の効率化

⑦漁港

漁港施設・水面の官民連携による活用推進

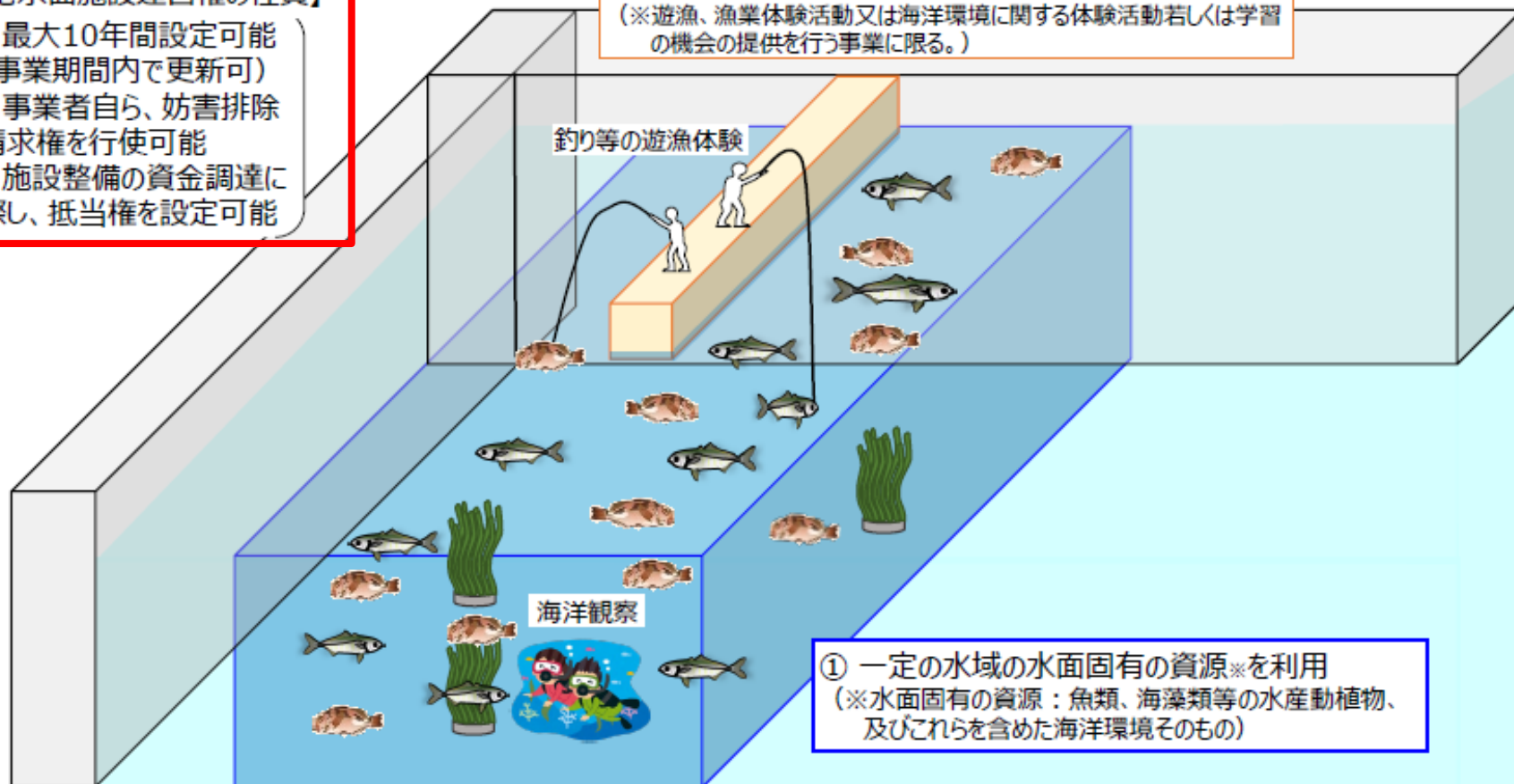
長期安定的な事業環境の確保に向けた特別措置のうち、 漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除
請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に
際し、抵当権を設定可能

②水面を占有して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習
の機会の提供を行う事業に限る。)



① 一定の水域の水面固有の資源※を利用
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、
及びこれらを含めた海洋環境そのもの)

PPP/PFI推進アクションプラン(3. PPP/PFI手法の進化・多様化)

PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

◆幅広い地方公共団体での普及に向けて、**地域経済社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」**の推進を図る。

＜ローカルPFIの主な特長＞

①地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、②地域産材の活用(資材、食材等)、③地域人材の育成

◆施設・分野を横断した地域全体の経営視点を持った新たな官民連携手法の推進を図る。

かんなみちよう 静岡県函南町 道の駅

地域企業のネットワークを活用して、**地域産品の出荷機会や雇用機会を創出**する道の駅整備事業。

地域企業の参画	地域企業が代表企業
来場者増	約2.4倍 (年間想定69万人→実績164万人)
売上増	5割程度増加 (対前年度比) (隣接地に食品メーカーのテーマパークが進出し相乗効果を発揮)
地域雇用創出	ほぼ近隣在住者(4割が函南町)
歳出削減	約9%削減 (契約金額 約24億円)



【外観(飲食施設・防災倉庫等)】



【本道の駅を拠点とする地元アイドル】

内閣府資料より引用

山口県山陽小野田市 官民複合施設

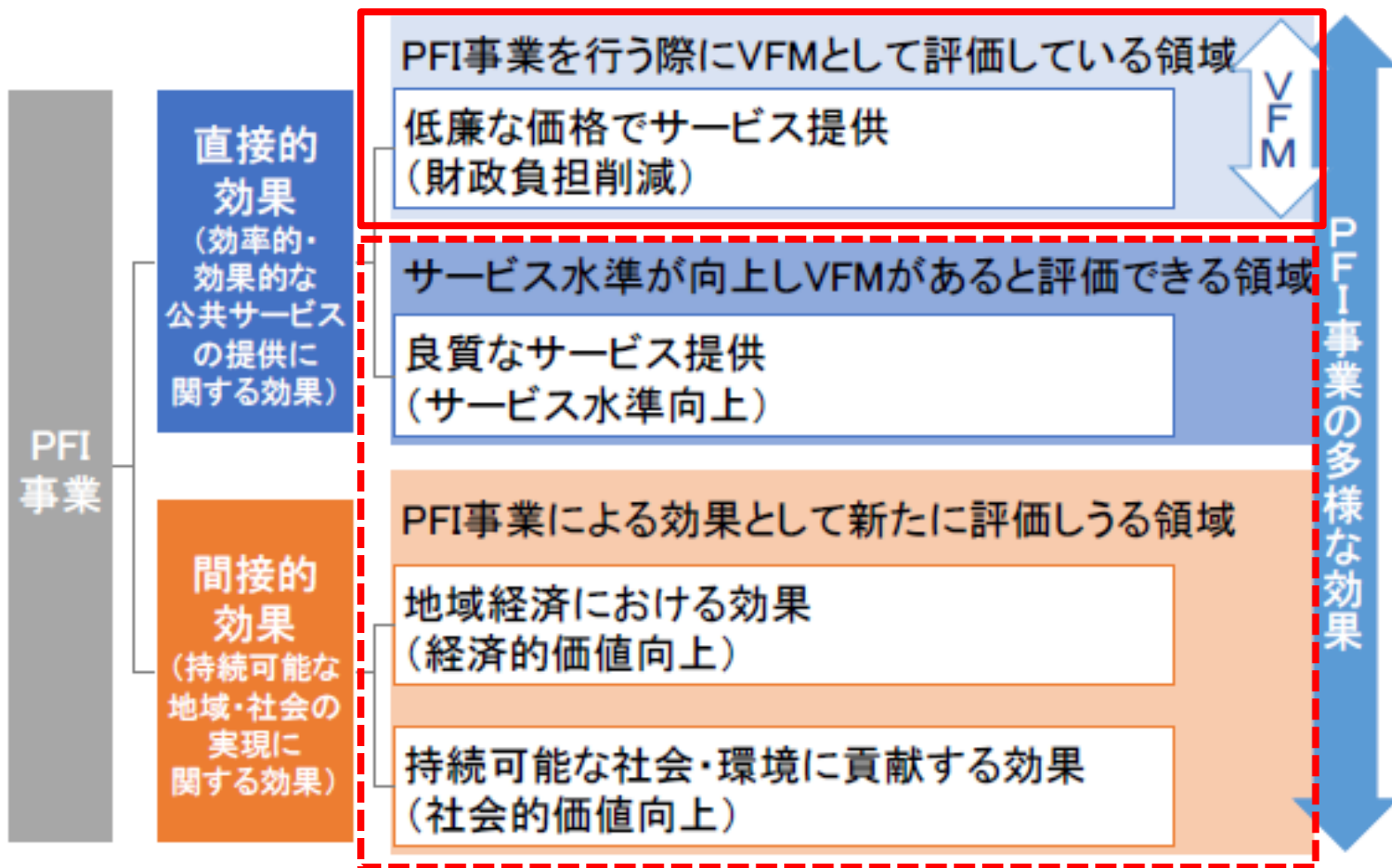
複数の公共施設と民間収益施設を組み合わせた地域一帯の開発を、**地域企業が参画**し実施。



【リーディング施設①】山陽小野田市HPより引用

3~5階	山口東京理科大学 学生寮
2階	職業相談所、 商工会議所等
1階	市民活動センター、 山口銀行等

(出所)令和5年度北陸・中部・近畿ブロックPPP/PFI推進首長会議 内閣府資料「PPP/PFI推進に係る最近の国の動向と内閣府の支援制度」(2023年10月23日)



(出所)内閣府 民間資金等活用事業推進室「PFI事業の概要」(2023年7月5日)

ローカルPFIの枠組み

ローカルPFIとは

ローカルPFI※は、PFI事業の推進（案件形成、事業者選定、契約履行等の一連の過程）を通じ、**地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向**するコンセプト。

財政負担軽減（VFM）に加え、自治体・民間の創意工夫による多様な効果に焦点。

※ローカルPFIにはPPP（広義の官民連携）を含む。

地域課題の解決

PFIによる地域課題を解決し地域の発展に効果のある指標を設定し、定量・定性的に評価

地域経営の視点

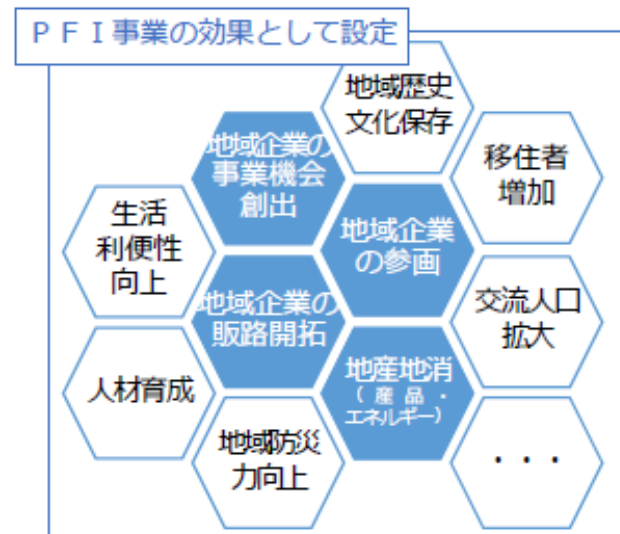
施設や分野を横断して課題解決に取り組むための、新たな官民連携手法の検討を推進

公共空間の活用

PFI事業を実施することにより、公共施設や余剰地を活用した取組を支援

ローカルPFIのイメージ

地域課題を元にコアとなる効果を設定するとともに、事業化アイデアの深掘りにより、副次的効果のイメージを固めることでPFI事業の多様な効果を発揮



ローカルPFIの推進方策

地域の関係者連携

地域の行政、商工会議所、地域金融、企業等の関係者が集う地域プラットフォームで官民対話を行い、案件形成を促進

自治体支援コンテンツ（内閣府）

地域プラットフォームの組成・運営支援

導入可能性調査支援※1

専門家派遣

ガイドラインや事例集の作成・周知※2

※1 ローカルPFIの検討を一部要件化

※2 地域企業の参画を促す工夫を明確化



IV. PPP/PFIの推進に向けた国の取り組み

- PFI法第6条では、事業者が具体的な施設を指定したうえで、地方公共団体にPFI事業を提案できることを定めている
 - ✓ 当該団体は提案者に対する検討結果の通知義務(応答義務)を負う。
- 「6条提案」の実績は多くないが、ノウハウ・職員数の少ない地方公共団体にPFI事業の組成を促す効果が期待できる。
 - ✓ 事業者に対する提案インセンティブ(審査時の加点、提案者との随意契約など)が必要。
 - 民間提案制度を持つ地方公共団体のうち、インセンティブを制度化している先は2割程度にとどまる。
 - ✓ 提案を受けた地方公共団体では、検討コストが必要となるほか、提案～事業化に時間を要するケースもみられる。

公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置（概要）

- 内閣府では、民間事業者による提案が積極的に活用される環境整備の一環として、「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領（令和4年10月27日内閣総理大臣決定）*」を策定。
- 各府省に実施要領を踏まえた取組を行うよう通知するとともに、地方公共団体にも実施要領に準じた取組が実施されるよう通知（地方自治法に基づく技術的助言）。

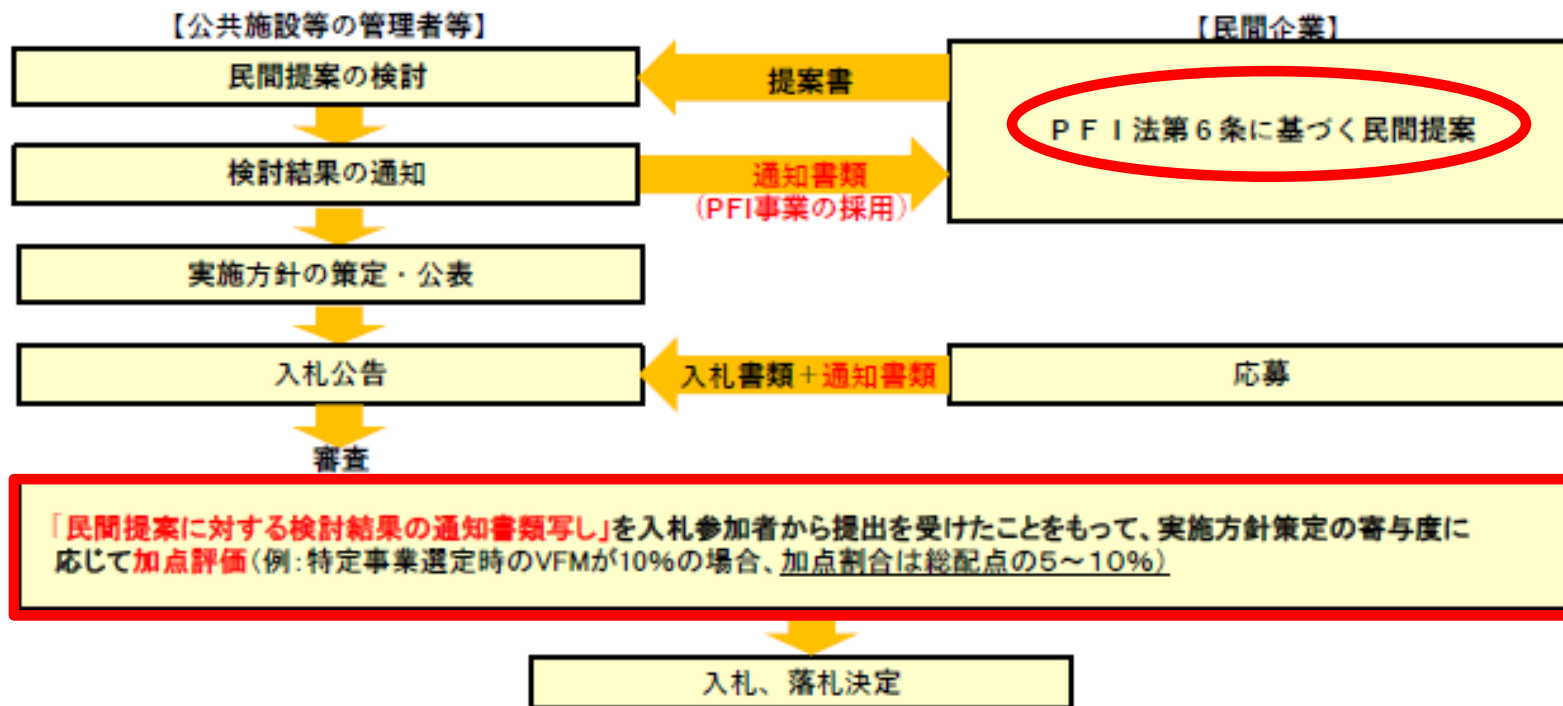
【実施要領概要】

*加点評価基準の例については、参考②参照

■適用対象：PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を締結しようとするすべての公共調達

■加点評価：PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。

加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。（例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5～10%。）

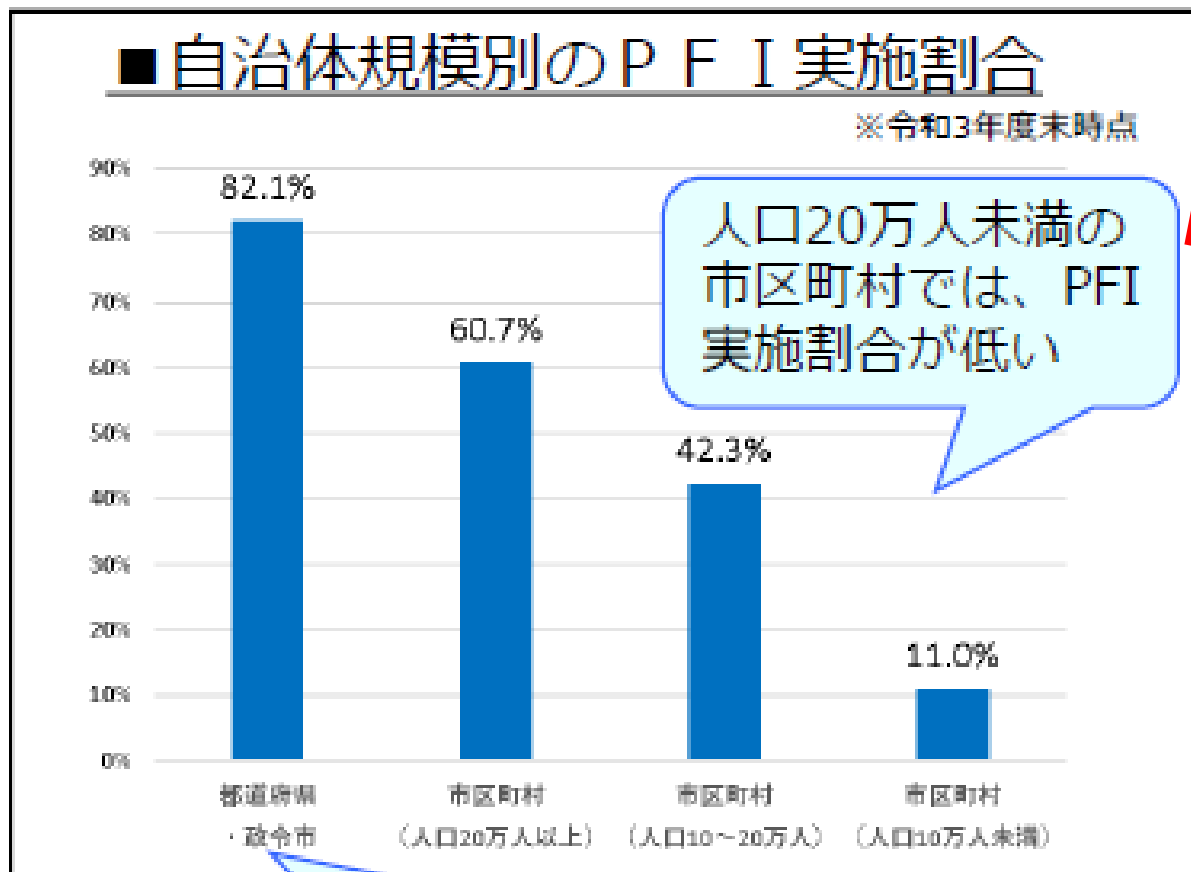




V. PFI事業の論点

1. 地方公共団体の案件組成への取り組み
2. 地域企業の取り組み
3. プロジェクトのリスク管理等
 - (1) 過去の事例から学ぶ
 - (2) 物価変動や不可抗力への対応

1. 地方公共団体の案件組成への取り組み



人口20万人未満の市区町村では、PFI実施割合が低い

現時点で9県・1政令市が未実施

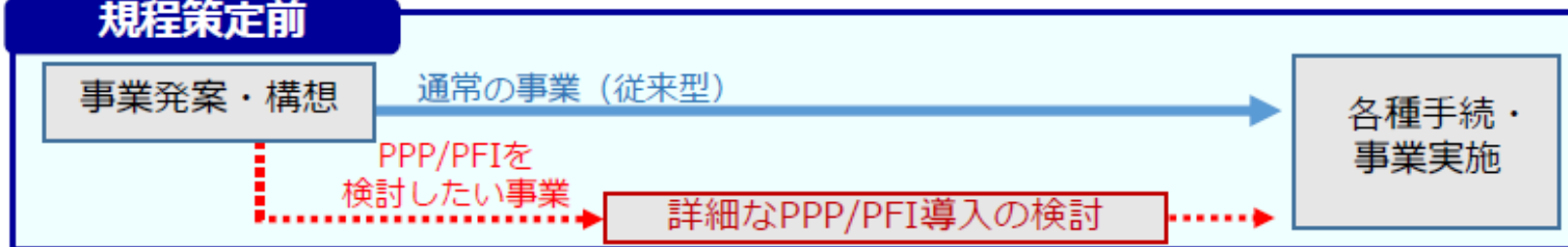
(出所) 令和5年度北陸・中部・近畿ブロックPPP/PFI推進首長会議 内閣府資料「PPP/PFI推進に係る最近の国の動向と内閣府の支援制度」(2023年10月23日)

「優先的検討規程」について

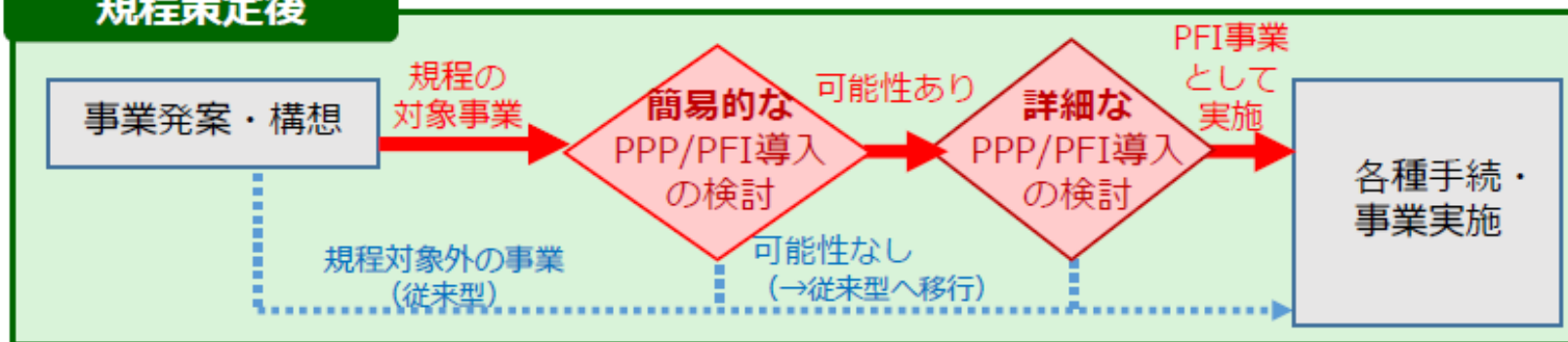
1. 内容

- 優先的検討規程とは、公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程。

規程策定前



規程策定後



2. 策定

- 人口20万人以上の団体は速やかに、人口10万人以上20万人未満の団体は2023(R5)年度末までの策定を要請（内閣府・総務省通知：令和3年6月21日）
- 人口20万人以上の団体における策定率は77.7%、人口10万人以上20万人未満の団体における策定率は20.3%（令和4年3月31日現在）であることから、規程の策定を再度要請（内閣府・総務省通知：令和5年7月24日）
- 人口10万人以上の規定未策定団体を対象にアンケート調査を実施（内閣府：令和5年7月25日）

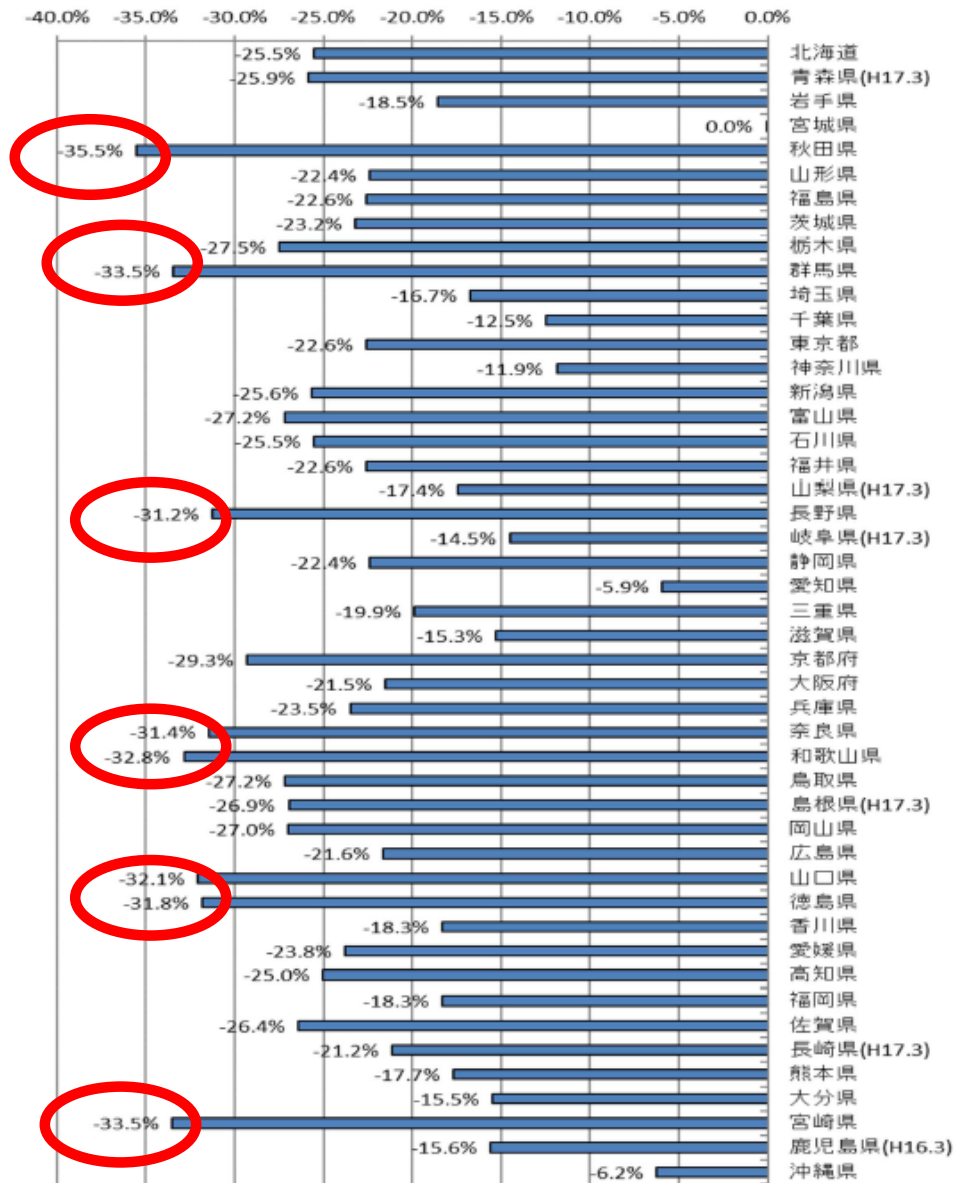
（出所）令和5年度北陸・中部・近畿ブロックPPP/PFI推進首長会議 内閣府資料「PPP/PFI推進に係る最近の国の動向と内閣府の支援制度」（2023年10月23日）



2. 地域企業の取り組み

- 地域企業の中には、「大企業のコンソーシアムに構成企業として参画し、ノウハウを習得した後、自らが代表企業となってコンソーシアムを組成する」先も増えてきている（鳥取県内や山口県内の事例など）。
 - ✓ 地方では、インフラ整備の一巡（上下水道、道路）、人口減少等から、インフラ新設工事が減少しており、地域の建設会社は事業構造の見直しが必要となってきている。
 - ✓ PPP/PFI事業は、設計・建設のみならず、維持管理・運営も担う長期プロジェクトであることから、地域の建設会社にとっては、経営の安定化につながる。
 - 地方では、事業承継の難航等もあって、建設会社の廃業が進んでおり、災害復旧や冬季の除雪などに影響が現れ始めている。

都道府県別許可業者数増減率(都道府県毎のピーク時との比較)



注)都道府県名の横に時点の記載のない都道府県については平成12年3月末時点との比較

(出所)国土交通省プレスリリース「全国の建設業許可業者数は5年ぶりの減少～令和4年度末の建設業許可業者数調査の結果～」(2023年5月24日)



2. 地域企業の取り組み

- 「地域企業が手掛けやすいPFI/PPP事業」を通じ、地域企業や地方公共団体が知見・ノウハウを高めていく取り組みもみられる。
 - ✓ **公営住宅**は、①事業規模が小さい、②高度な建築技術を必要としないケースが多い(RC造が施工可能なレベル)、③公営住宅法等により、家賃決定、入居者募集、家賃滞納者対応などは地方公共団体が担う扱いとされている。
 - 子育て世帯向けの「定住促進住宅」(地域優良賃貸住宅)の新設に係るPFI事業が増加している。
 - 但し、公営住宅の新設・建替に際しては、地域内の民営貸家(空家)の借上可否等を十分に検討する必要がある。
 - ✓ **小中学校の空調整備・耐震化事業、浄化槽整備事業**なども、地域企業が落札しやすい事業内容・規模と考えられる。



3. プロジェクトのリスク管理等

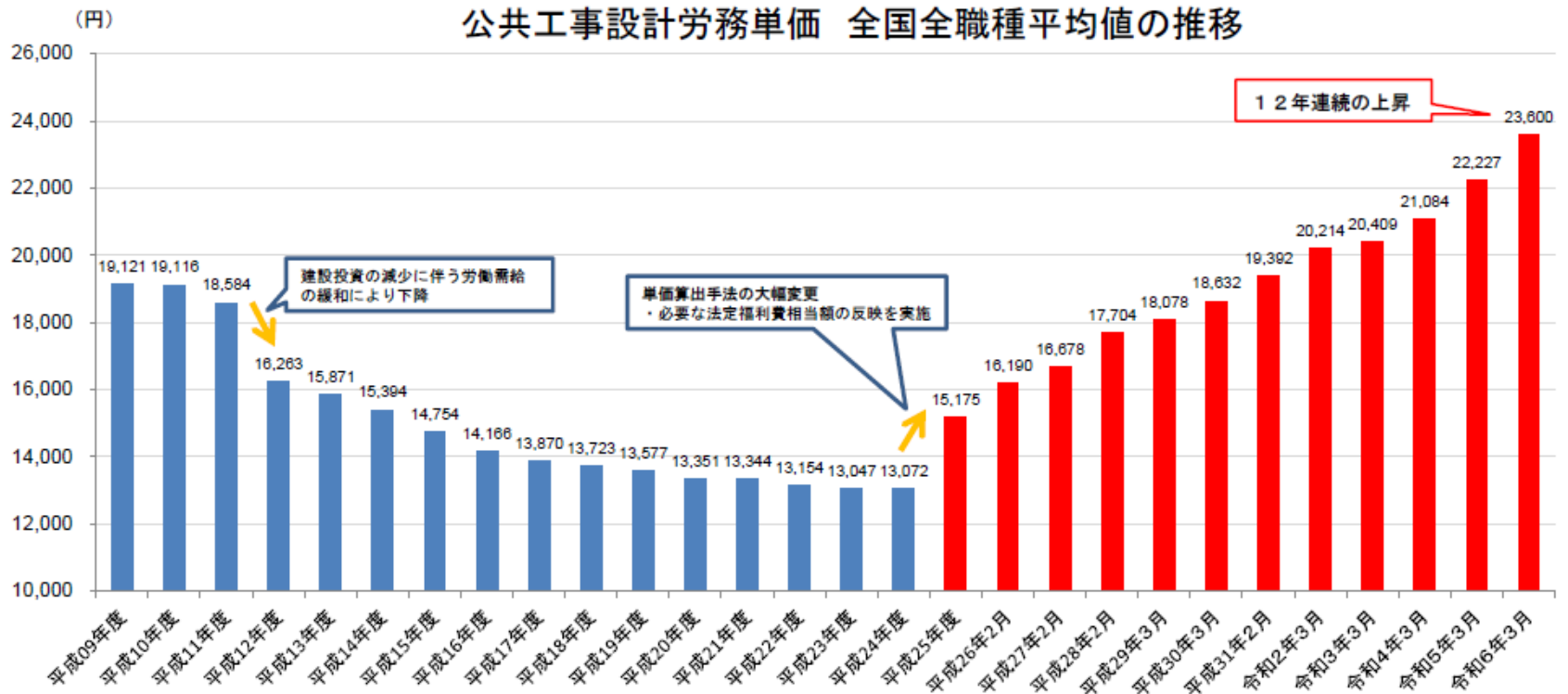
(1) 過去の事例から学ぶ

- 過去には、事業期間中に契約が解除された事例や、代表企業が経営破綻し、事業継続が困難となった事例などがみられる。
 - ① 地方公共団体によるPFI契約の解除事例
 - ✓ 初期の病院PFI、学校等PFIなど
 - ② 独立採算型事業における代表企業の破綻
 - ✓ タラソ福岡、名古屋港イタリア村
 - ③ 資金調達が難航し、工事が遅延した事例
 - ✓ 田川伊田駅舎施設運営事業(コンセッション事業)

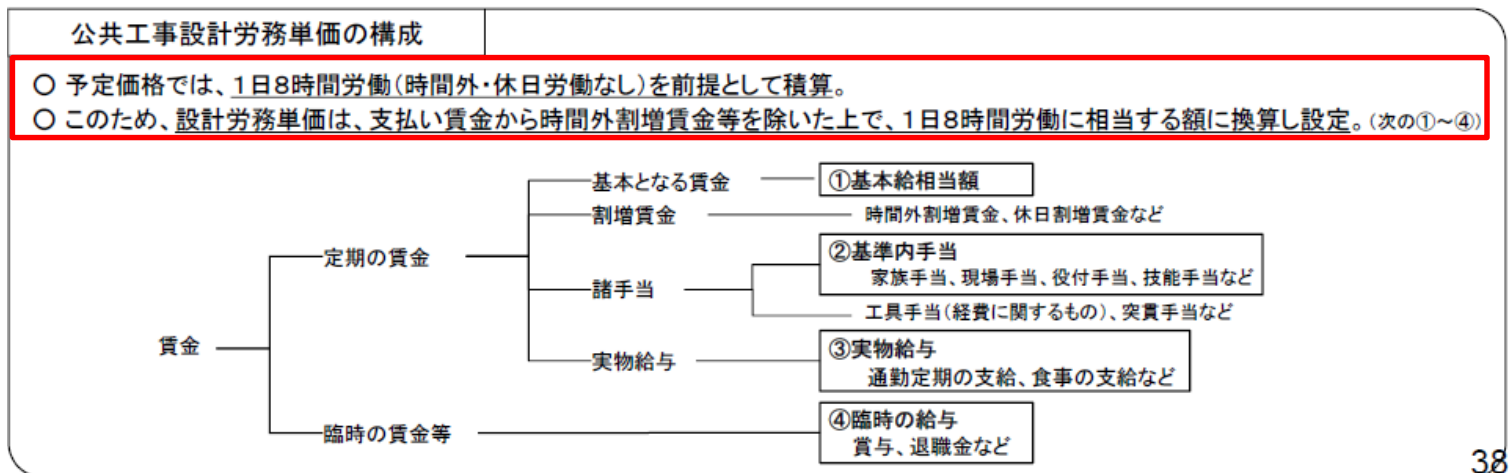
(2) 物価変動や不可抗力への対応

- 近年、物価上昇や人手不足等を受けて、**物価変動リスク**が顕在化し、PFI事業の入札不調が増加傾向にある。
 - ✓ 建設期間中に物価が上昇した場合、公共工事標準請負契約約款では、**残工事費の1.5%**まで受注者(事業者)が負担し、その他の部分は発注者が負担するルールを定めている。
 - 物価変動幅について、「どの時点から起算して計測するか」という点について官民間で見解が異なったり(基準日問題)、事業者が膨大なエビデンスの提出を求められたりするケースもみられる。

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



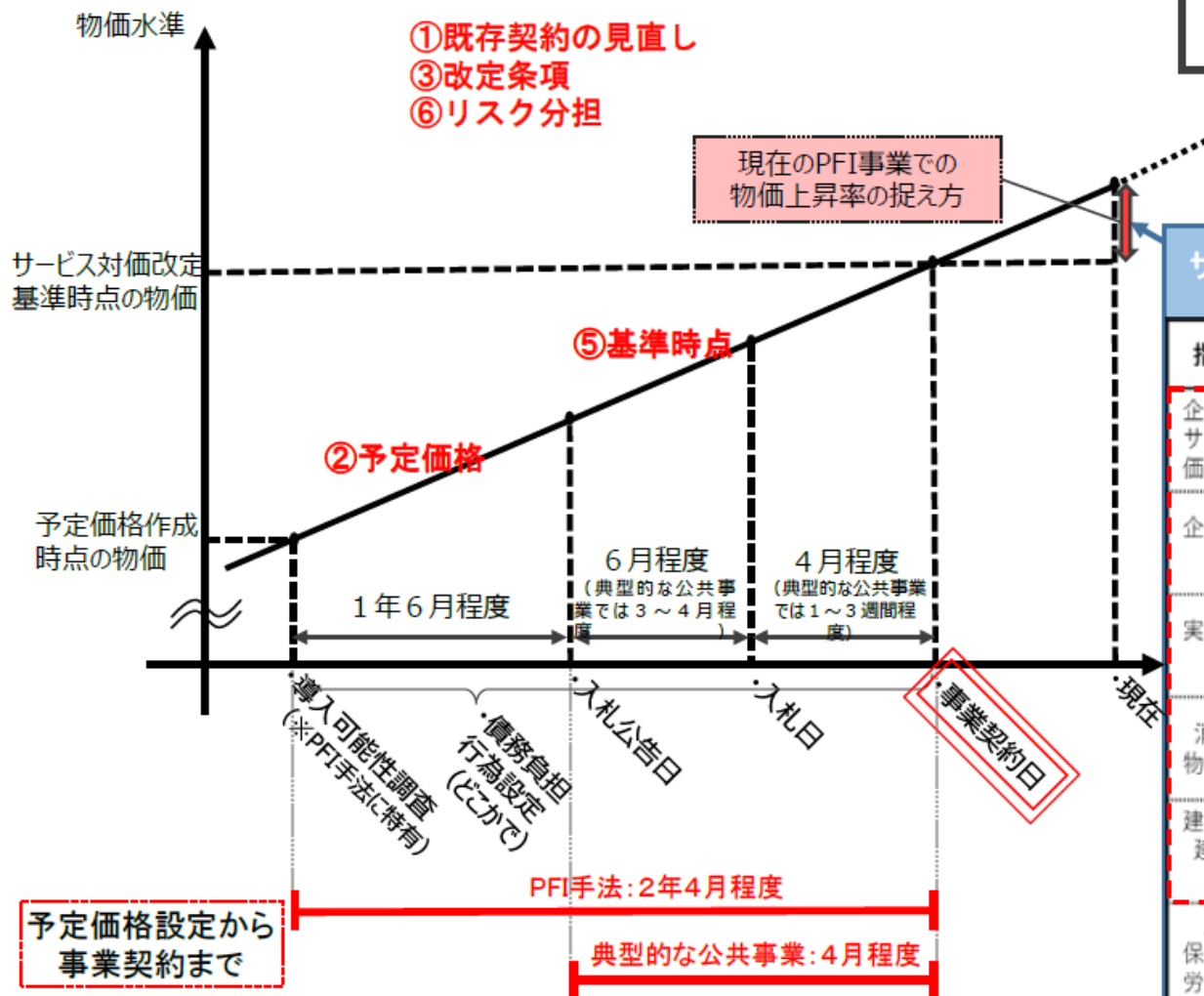
(出所)国土交通省プレスリリース「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(2024年2月16日)



(出所)国土交通省 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 第1回 資料「最近の建設業を巡る状況について」(2022年8月3日)

(2)-② 物価変動対応に係る論点のイメージ

理解の促進のためにわかりやすく示したイメージ図



☐: 契約ガイドラインにて例示

サービス対価改定の基準とする物価指数例 (④物価指数)

指数名	概要	推移 (R2年度比)
企業向けサービス価格指数	・日本銀行作成 ・企業間で取引されるサービスの価格変動を測定する	+4.7%
企業物価指数	・日本銀行作成 ・企業間で取引される財の価格変動を測定する	+19.7%
実質賃金指数	・厚生労働省作成 ・雇用、給与及び労働時間の変動を測定する	▲3.2%
消費者物価指数	・総務省作成 ・家計に係る財及びサービスの価格の変動を測定する	+5.5%
建設物価建築費指数	・(一財)建設物価調査会作成 ・建物を建築する際の工事価格の変動を測定する	+17.3%
建設保全業務労務単価	・国土交通省作成 ・官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための参考単価	+12.6%

- ✓ 施設竣工後に物価上昇が発生した場合、物価指数連動方式により、サービス購入費を増額改訂することが定められているケースが多い。
 - サービス購入費の改訂にはタイムラグ(最長1年間程度)を伴う。
 - 「物価指数の動き」と「当該地域における事業コストの動き」は必ずしも一致するわけではない。また、政策変更等(授業料無償化など)が指数の動きに影響するケースもみられる。

令和 6 年 1 月 19 日

各省庁等 PFI 担当局長 殿
各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
（ 公 印 省 略 ）

PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）においては、「公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める」、「国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」こととされています。

これらの趣旨に鑑み、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映するため、PPP/PFI 事業の契約締結後において、受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るようお願いします。ただし、令和 6 年能登半島地震への対応（被災地への支援を含む。）を行っている場合には、当該対応に支障が出ないよう配慮をお願いします。

都道府県市区町村担当部長におかれては、貴管下の市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について周知いただくようお願いします。

- 近年の災害増加傾向も踏まえ、**不可抗力リスク**への対応（官民間のリスク分担）も、事業契約に予め詳しく記載しておくことが望ましい。
 - ✓ 建設中に災害の被害を受けた場合については、公共工事標準請負契約約款は、「受注者から損害による費用負担の請求があったときには、（中略）発注者は**請負代金額の百分の一**を超える額を負担しなければならない」と定めている。
 - ✓ 内閣府では、2020年7月に、①コロナ禍は不可抗力（フォース・マジジュール）に該当すること、②**物件以外の損害も含まれること**、を地方公共団体に通知。

各省庁 PFI 担当局長 殿
各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）

PFI 事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について

1. 新型コロナウイルス感染症が PFI 事業に及ぼす影響と不可抗力との関係について

内閣府が策定している「PFI 標準契約」、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」において「不可抗力」とは、天災など PFI 事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「PFI 法」という。）第 2 条第 5 項での「選定事業者」を示す。）と公共施設等の管理者等（PFI 法第 2 条第 3 項での「公共施設等の管理者等」を示す。以下、「管理者等」という。）双方の責に帰すことができないものとされており、**新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えられます。**

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応について

不可抗力発生時の対応に関して、「契約に関するガイドライン」では、業務内容の変更や不可抗力事由による合理的な損害又は増加費用の分担等対応方法について、管理者等と PFI 事業者で協議を行うこととされており（同ガイドライン2-2-9及び3-6）、また、PFI 事業契約締結時には想定しえないリスクの顕在化など PFI 事業契約に定めのない事項について解決しなければならない場合等に、当事者間で誠意をもって協議することとしています（同ガイドライン6-8）。

なお、当事者間でその分担方法について協議を行うべき不可抗力による損害、増加費用等の中には、**基本的に物件以外の損害等も含まれると考えられます。**

新型コロナウイルス感染症の拡大のように、想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等により、リスク分担が著しく不適切になった場合には、管理者等においては、各 PFI 事業契約や同ガイドラインの考え方を踏まえた対応を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症により生じたこれらの影響や、その影響が長期化しうること等を勘案して、新型コロナウイルス感染症の影響により生じる損害や増加費用等の分担の在り方、サービス対価、サービス要求水準、将来の投資計画等の見直しについて、PFI 事業者と誠意をもって協議を行い、柔軟かつ適切に対応いただきますようお願いいたします。

（出所）内閣府 PFI推進委員会 計画部会 第24回 資料「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について（通知）」（2020年11月17日）

- 近年、物価変動リスクや不可抗力リスクを巡って、事業者の不満が高まっている。
 - ✓ 地方公共団体が策定した「実施方針」の「リスク分担表」(通称:星取表)において、地方公共団体・事業者の双方がリスクを分担することが定められているにもかかわらず、実際には、**事業者にリスクが片寄せされる**ケースが少ない、と言われている。
 - ✓ 公共工事標準請負契約約款には、物価変動や不可抗力について、「(受発注者間の)**協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合**にあっては、**(対応内容を)発注者が定め、受注者に通知する**」との文言が記載されているが(第26条3項、第31条1項)、PFI事業は「官民対等」(イコール・フットィング)の理念に基づくため、こうした考え方は必ずしも馴染まないのではないか。



VI. PPP/PFI事業における地域金融機関の役割

- PPP/PFI事業において、金融機関は融資にとどまらず、取引先支援の一環として、地方公共団体や事業者に対する助言・提案、代表企業へのビジネスマッチングなどに取り組むことが可能。
- ① 案件組成段階
- ✓ 事業スキームや採算性などに懸念のあるPFI事業については、地方公共団体に改善を提案する必要がある。
 - ✓ 地方公共団体の案件組成作業の「ごく早い段階」(事業構想段階)から深く関与することにより、事業内容の見直しが難しくなる前にきめ細かな提案・助言を行うことが重要。
 - ✓ グループ内で厳格なファイアウォールを設けるのであれば、銀行(事業者向け融資)とコンサル子会社(地方公共団体向けFA)で役割を分担することにより、利益相反を回避できる。



VI. PPP/PFI事業における地域金融機関の役割

② 事業者選定段階

- ✓ 応札を検討している地域企業に対して、地域金融機関がPFIの事業スキーム、提案書の書き方、長期計画の策定、などをアドバイスするケースがみられる。
- ✓ コンソーシアム組成に際しては、地域金融機関がビジネスマッチングを通じて、取引先を代表企業に紹介することが可能。
 - コンソーシアム組成に際して、代表企業(地域の建設会社など)は、運営・維持管理を担う企業(異業種であるケースが多い)を探す必要がある。



VI. PPP/PFI事業における地域金融機関の役割

③ 事業開始後

- ✓ 金融機関は、融資先(SPC)の事業運営に関して深度のあるモニタリングを行うため、地方公共団体によるモニタリングを補完する役割を果たすことが可能。
 - 地域金融機関が、地方公共団体、代表企業、構成企業、協力企業に個別にヒアリングし、それぞれの説明内容を突合することにより、運営リスクの早期発見に取り組んでいる事例もみられる。
- ✓ 施設トラブル(破損、劣化)、物価上昇、不可抗力などが発生した場合、地域金融機関が中立的な立場から官民間の「橋渡し役」を担い、双方の主張を聞いて、着地点を探っていく取り組みが可能なのではないか。



VI. PPP/PFI事業における地域金融機関の役割

- ✓ 施設竣工後の物価上昇局面における「サービス購入費改訂のタイムラグ」に備えるため、金融機関がSPCに運転資金融資を行う仕組みを、事業契約に予め織り込んでおくことも検討の余地があるのではないか。

【本資料に関する照会先】

日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 企画役

北村 佳之 電話 03-3277-2838

yoshiyuki.kitamura@boj.or.jp

- 本資料の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではありません。
- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。